

「科研費」の最近の動向



JAPAN SOCIETY FOR THE PROMOTION OF SCIENCE

日本学術振興会

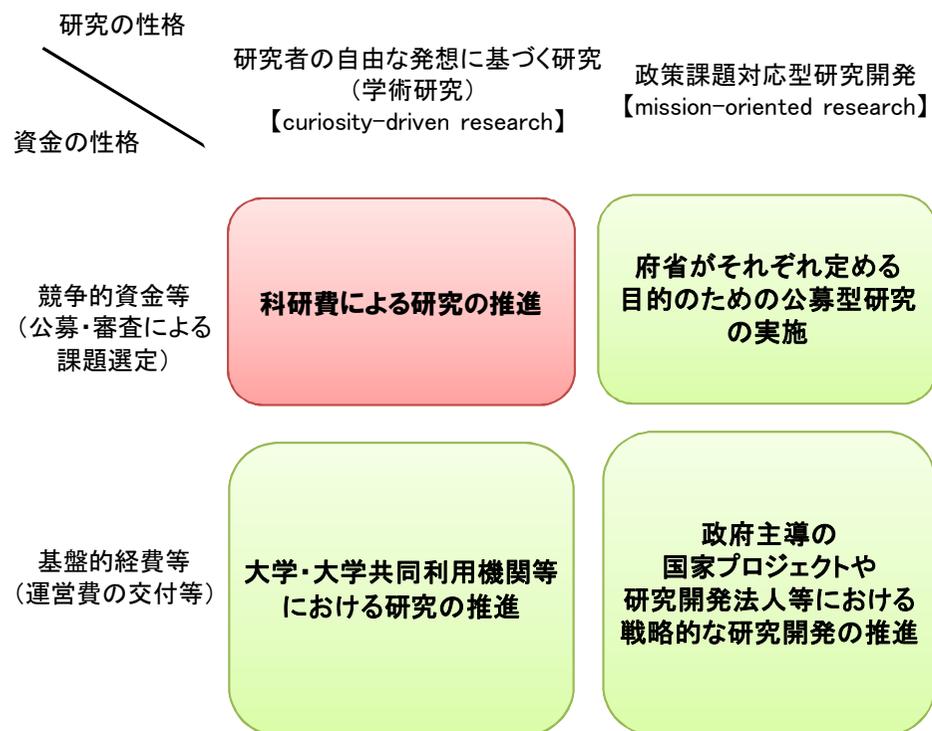
研究事業部

平成30年7月

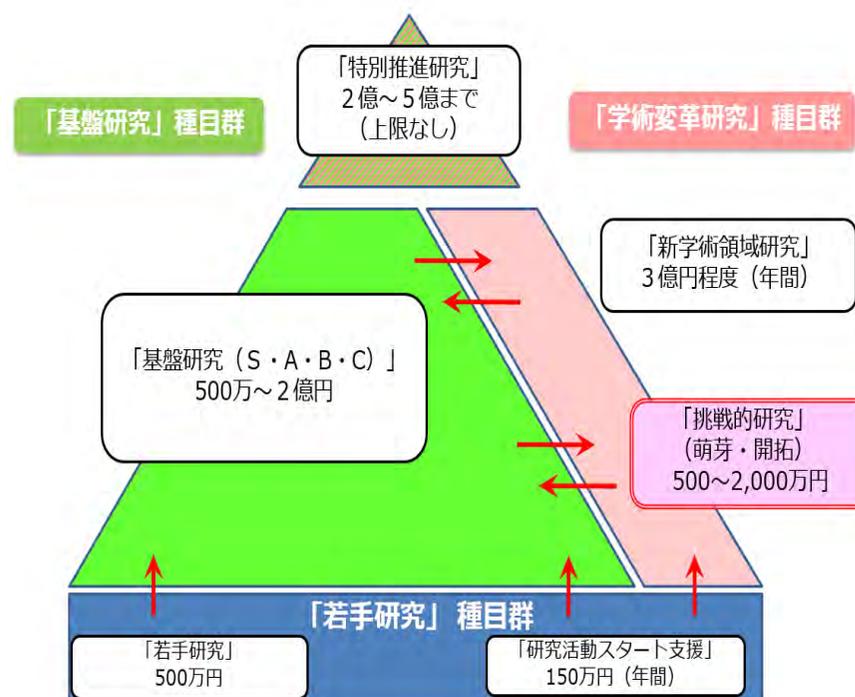
科学研究費助成事業(科研費)の概要

- ◇ 科学研究費助成事業(科研費)は、人文学・社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」(大学等の研究者の自由な発想に基づく研究)を対象とする唯一の競争的資金
- ◇ 大学等の研究者に対し広く公募の上、応募課題について複数の研究者(7,000人以上)が審査するピアレビュー(研究者コミュニティ自らが選ぶ研究者による審査)により厳正に審査を行い、研究費を支給
- ◇ 予算規模は2,286億円(平成30年度予算)
- ◇ 科研費全体で
 - ・ 新規応募約10万件に対し、採択は約2.5万件
 - ・ 継続課題と併せて、年間約7.6万件の研究課題を支援(平成29年度)

科研費の位置付け

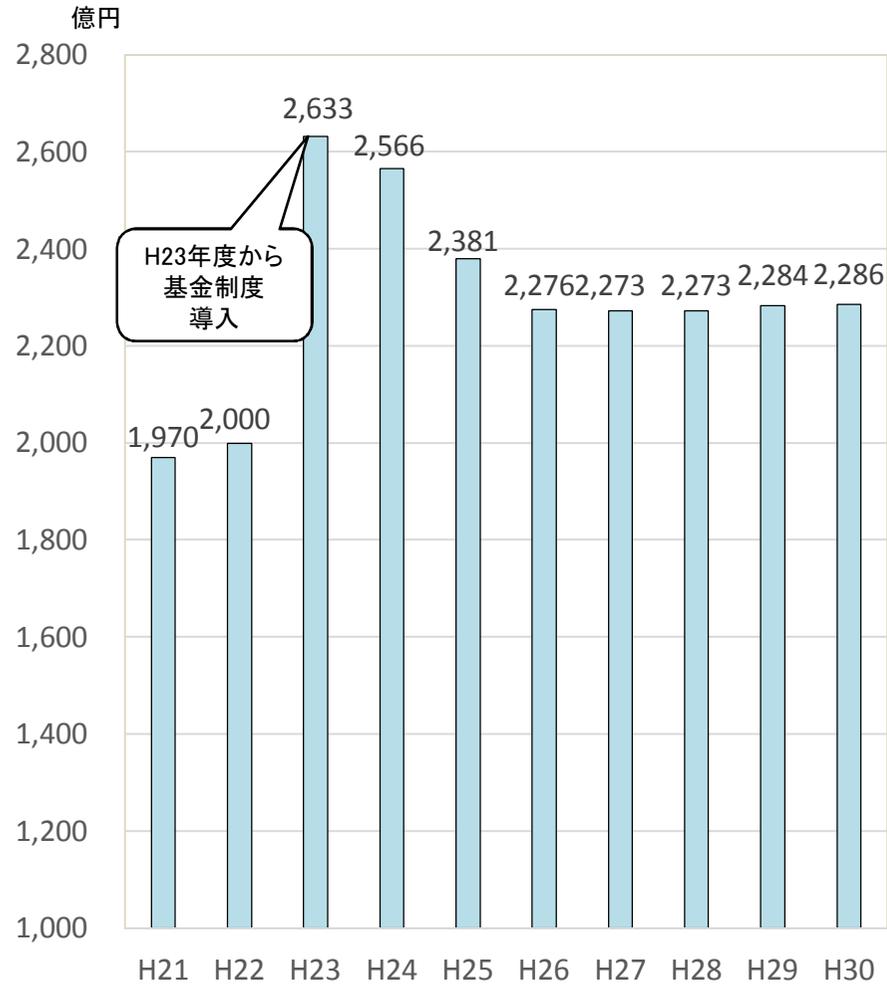


科研費の各研究種目の役割及び全体構成等

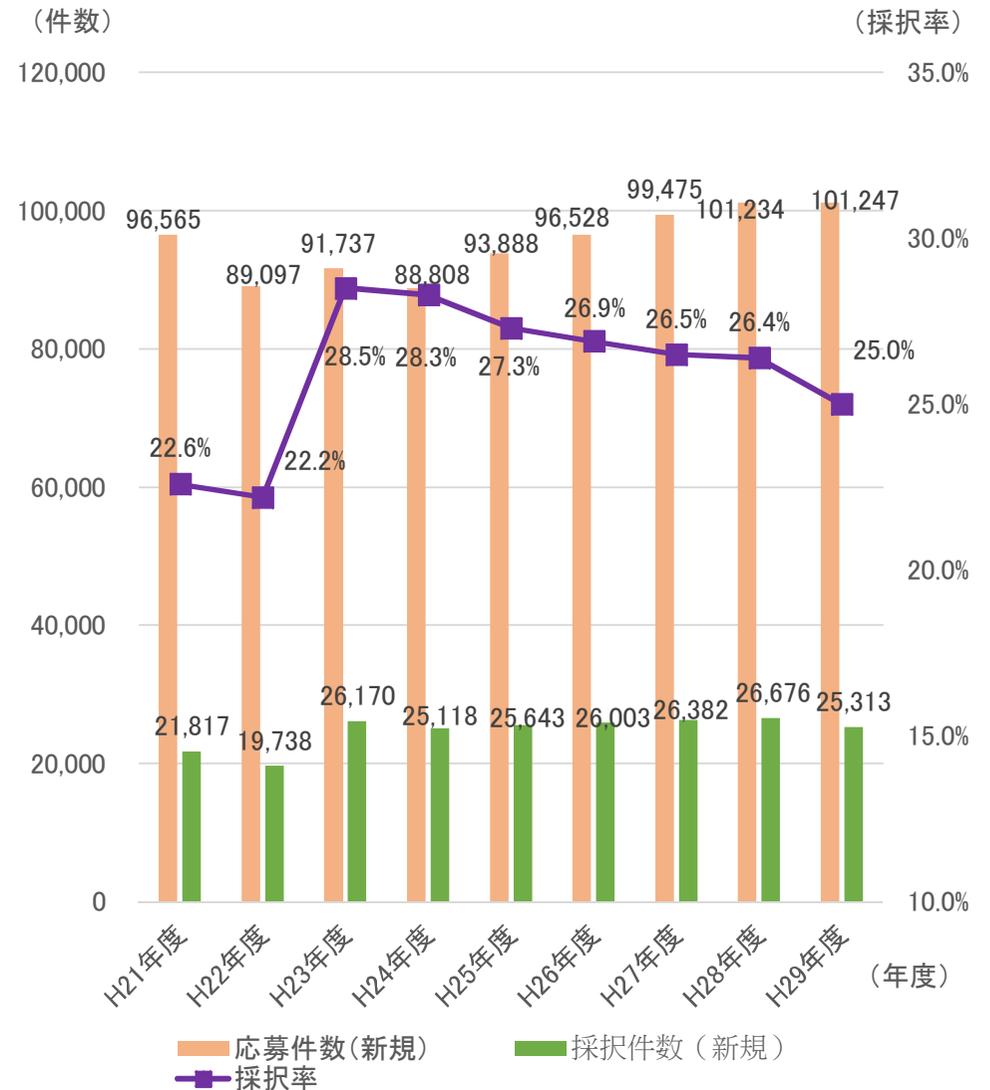


科研費の予算額と配分状況の推移

科研費の予算額の推移

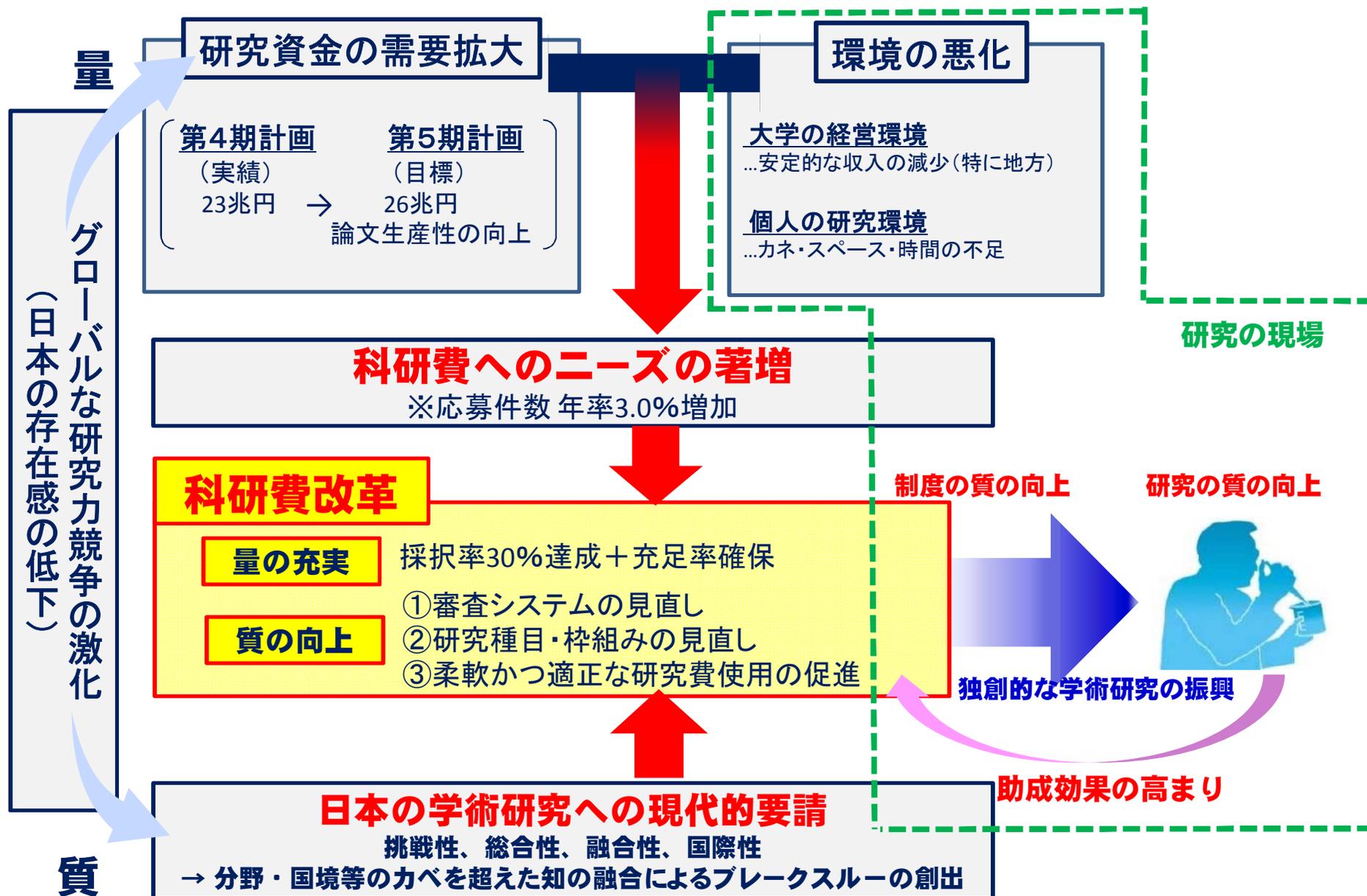


科研費の応募・採択件数、採択率の推移



科研費改革について

科研費改革が求められる背景・構造など



科研費改革の三本柱

1. 審査システムの見直し

→学術動向の変遷により即した公募・審査を目指し、開かれた競争的環境下において審査の質を高め、多様かつ独創的な学術研究を振興する。

(平成30年度助成～ 大括り化した新「審査区分表」の適用、「総合審査」等の本格実施)

2. 研究種目・枠組みの見直し

→学術研究への現代的要請、とりわけ「挑戦性」をめぐる危機を乗り越えることなどを念頭に、種目の役割・関係性・趣旨等を明確化する。

(平成29年度助成～ 「挑戦的萌芽研究」の発展的見直し)

(平成30年度助成～ 「特別推進研究」、「若手研究(A)」の見直し・新制度の実施等)

3. 柔軟かつ適正な研究費使用の促進

→研究費使用に係る自由度を高めるとともに手続きの省力化を図り、科研費による研究の効果を更に高める。

(平成23年度助成～ 一部研究種目の基金化)

(平成25年度助成～ 「調整金」の導入)

(1) 科研費の審査について

(科研費審査システム改革2018)

「科研費審査システム改革2018」の概要

科研費の公募・審査の在り方を抜本的に見直し、
多様かつ独創的な学術研究を振興する

従来の審査システム (平成29年度助成)

最大400余の細目等で 公募・審査

細目数は321、応募件数が最多の
「基盤研究(C)」はキーワードにより
さらに細分化した432の審査区分で審査。

基盤研究 (S)
基盤研究 (A)
(B)
(C)
若手研究 (A)
(B)

- ・ほとんどの研究種目で、細目ごとに同様の審査を実施。
- ・書面審査と合議審査を異なる審査委員が実施する2段階審査方式。

※「挑戦的萌芽研究」を発展・見直し、平成29年度公募から新設した「挑戦的研究」では、「中区分」を使用するとともに「総合審査」を先行実施。

「分科細目表」
を廃止

新たな審査システムへ移行

新たな審査区分と審査方式 平成30年度助成 (平成29年9月公募) ~

大区分(11)で公募・審査 中区分を複数集めた審査区分

基盤研究 (S)

中区分(65)で公募・審査 小区分を複数集めた審査区分

基盤研究 (A)

挑戦的研究

小区分(306)で公募・審査 これまで醸成されてきた多様な 学術に対応する審査区分

基盤研究 (B)
(C)

若手研究

「総合審査」方式 - より多角的に -

個別の小区分にとられることなく審査委員全員が書面審査を行ったうえで、同一の審査委員が幅広い視点から合議により審査。
※基盤研究(S)については、「審査意見書」を活用。

- ・特定分野だけでなく関連する分野からみて、その提案内容を多角的に見極めることにより、優れた応募研究課題を見出すことができる。
- ・改善点(審査コメント)をフィードバックし、研究計画の見直しをサポート。

「2段階書面審査」方式 - より効率的に -

同一の審査委員が電子システム上で2段階にわたり書面審査を実施し、採否を決定。

- ・他の審査委員の評価を踏まえ、自身の評価結果の再検討。
- ・会議体としての合議審査を実施しないため審査の効率化。

注) 人文社会・理工・生物等の「系」単位で審査を行っている大規模研究種目(「特別推進研究」、「新学術領域研究」)の審査区分は基本的に現行どおり実施する。審査方式については、当該種目の見直しの進捗を踏まえて逐次改善する予定。

※詳しくは、文科省HPをご確認ください。http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1380674.htm

新たな審査区分の例

大区分A	
中区分1：思想、芸術およびその関連分野	
小区分	
01010	〔哲学および倫理学関連〕 哲学一般、倫理学一般、西洋哲学、西洋倫理学、日本哲学、日本倫理学、応用倫理学 など
01020	〔中国哲学、印度哲学および仏教学関連〕 中国哲学思想、インド哲学思想、仏教思想、書誌学、文献学 など
01030	〔宗教学関連〕 宗教史、宗教哲学、神学、宗教社会学、宗教心理学、宗教民俗学、神話学、書誌学、文献学 など
01040	〔思想史関連〕 思想史一般、西洋思想史、東洋思想史、日本思想史 など
01050	〔美学および芸術論関連〕 芸術哲学、感性論、各種芸術論 など ～(中略)～
大区分B	
中区分11：代数学、幾何学およびその関連分野	
小区分	内容の例
11010	〔代数学関連〕 群論、環論、表現論、代数的組み合わせ論、数論、数論幾何学、代数幾何、代数解析、代数学一般 など
11020	〔幾何学関連〕 微分幾何学、リーマン幾何学、シンプレクティック幾何学、複素幾何学、位相幾何学、微分位相幾何学、低次元トポロジー、幾何学一般 など
中区分12：解析学、応用数学およびその関連分野	
小区分	
12010	〔基礎解析学関連〕 函数解析学、複素函数論、基礎解析学一般 など
12020	〔数理解析学関連〕 函数方程式論、実解析、力学系、変分法、非線形解析、応用解析一般 など

いくつかの小区分により中区分を設定

その内容は小区分の内容で示す

中区分の説明

「xxおよびその関連分野」とすることで固定されたものでないことを明示

小区分は番号

小区分の説明

・「xx関連」とすることで固定されたものでないことを明示

・「内容の例」は小区分の内容を理解する助けとするためのもの

・あくまで例示のため、ここに掲げられていない内容の応募を排除するものではない

大区分名は記号

いくつかの中区分により大区分を設定

その内容は小区分、中区分の内容で示す

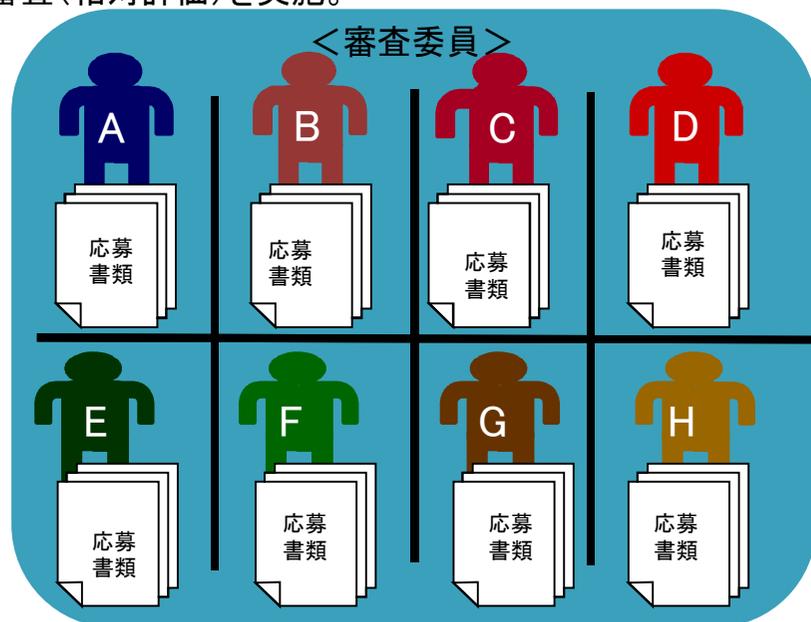
「総合審査」の概要

- 比較的大型の種目である「基盤研究(S)」「基盤研究(A)」「挑戦的研究」は、幅広い分野の複数の審査委員が、複数段階の審査(書面審査を行った上で合議審査を実施)を行う「総合審査」を実施。
- 特定の分野に限らず、関連する幅広い分野から多角的な審査を行うことができ、不採択者には審査の所見を開示することで、次回の研究計画立案の参考にすることができる。

【「総合審査」のイメージ】

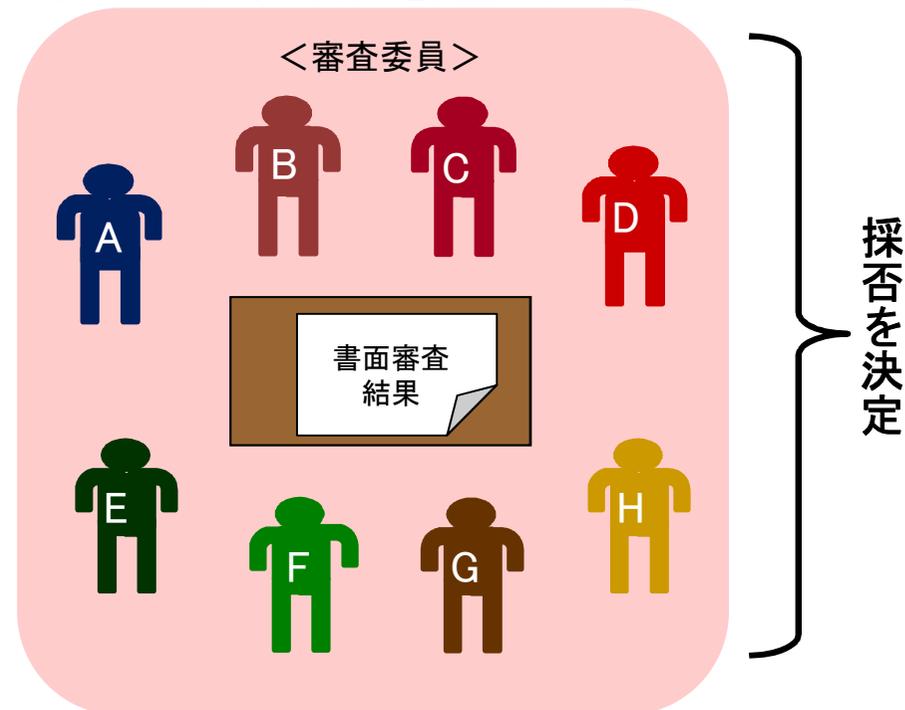
書面審査(中区分、大区分ごと)

1課題当たり、より幅広い分野にわたって(「中区分」ごと)配置された複数名の審査委員が電子システム上で書面審査(相対評価)を実施。



合議審査(中区分、大区分ごと)

書面審査の集計結果をもとに、書面審査と同一の審査委員が合議によって多角的な審査を実施し、採否を決定。



【審査委員の総合審査への理解の向上に関する取組】

- ・総合審査では幹事が重要な役割を担うため、幹事に対して説明会を実施
- ・総合審査の趣旨を全ての審査委員が理解できるようマニュアルを作成し、審査の前に電子申請システム上で必ず確認

「2段階書面審査」の概要

- 比較的小型で、応募が数万件に及ぶ種目である「基盤研究(B)」「基盤研究(C)」「若手研究」については、複数の審査委員が電子システム上で2段階にわたって書面審査を行う「2段階書面審査」を実施。
- 同一の審査委員による複数段階にわたる審査により、他の審査委員が付した評価結果を踏まえた自身の評価結果の再検討を行うことができ、合議審査を実施しないため、審査委員の負担軽減と審査を効率化することができる。

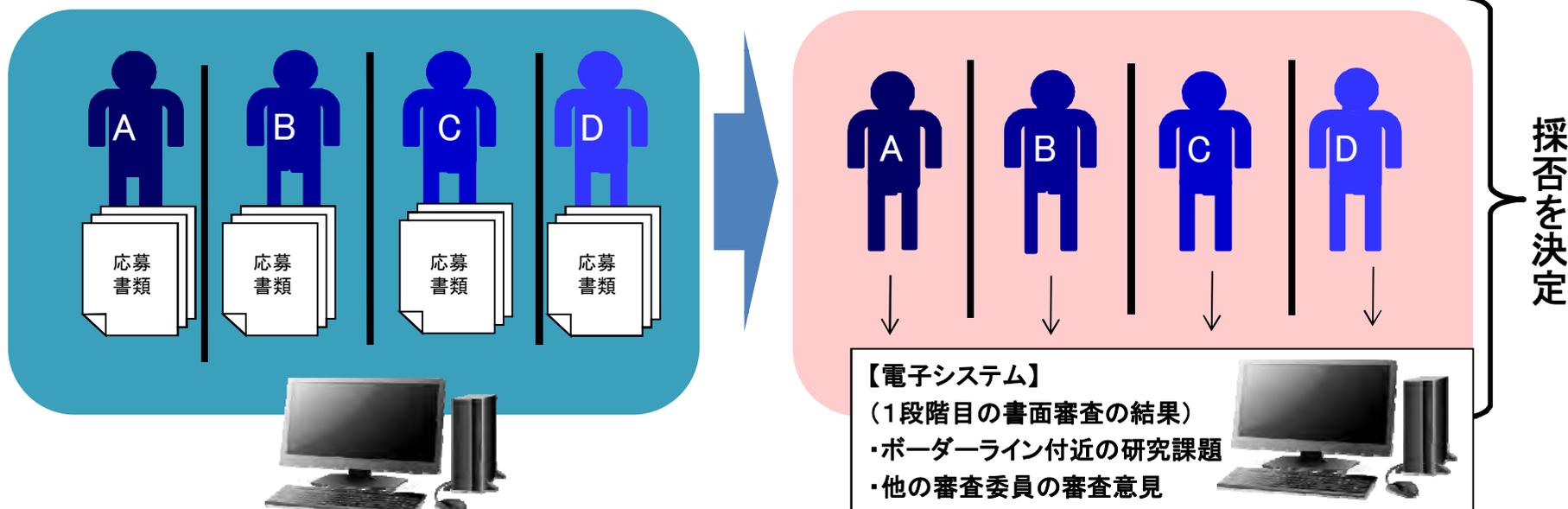
【「2段階書面審査」のイメージ】

1段階目の書面審査(小区分ごと)

1課題当たり、「小区分」ごとに配置された複数名の審査委員が電子システム上で書面審査を(相対評価)を実施。

2段階目の書面審査(小区分ごと)

1段階目の書面審査の集計結果をもとに、他の委員の審査意見も参考に電子システム上で2段階目の評点を付し、採否を決定(審査委員は1段階目と同一)。



科研費全体の約8割(件数)が本方式で審査を実施

2段階書面審査：「基盤研究（B・C）」 「若手研究」

審査方法

審査委員が各研究課題について、合議審査を行わず、同一の審査委員が2段階にわたり書面審査を行う。

審査委員数

基盤研究（B）：6名
基盤研究（C）、若手研究：4名

評点分布

【1段階目の書面審査】

4段階の相対評価：4（10%）、3（20%）、2（40%）、1（30%）
（各評定要素は4段階の絶対評価）

【2段階目の書面審査】（採否のボーダーラインの課題を対象）

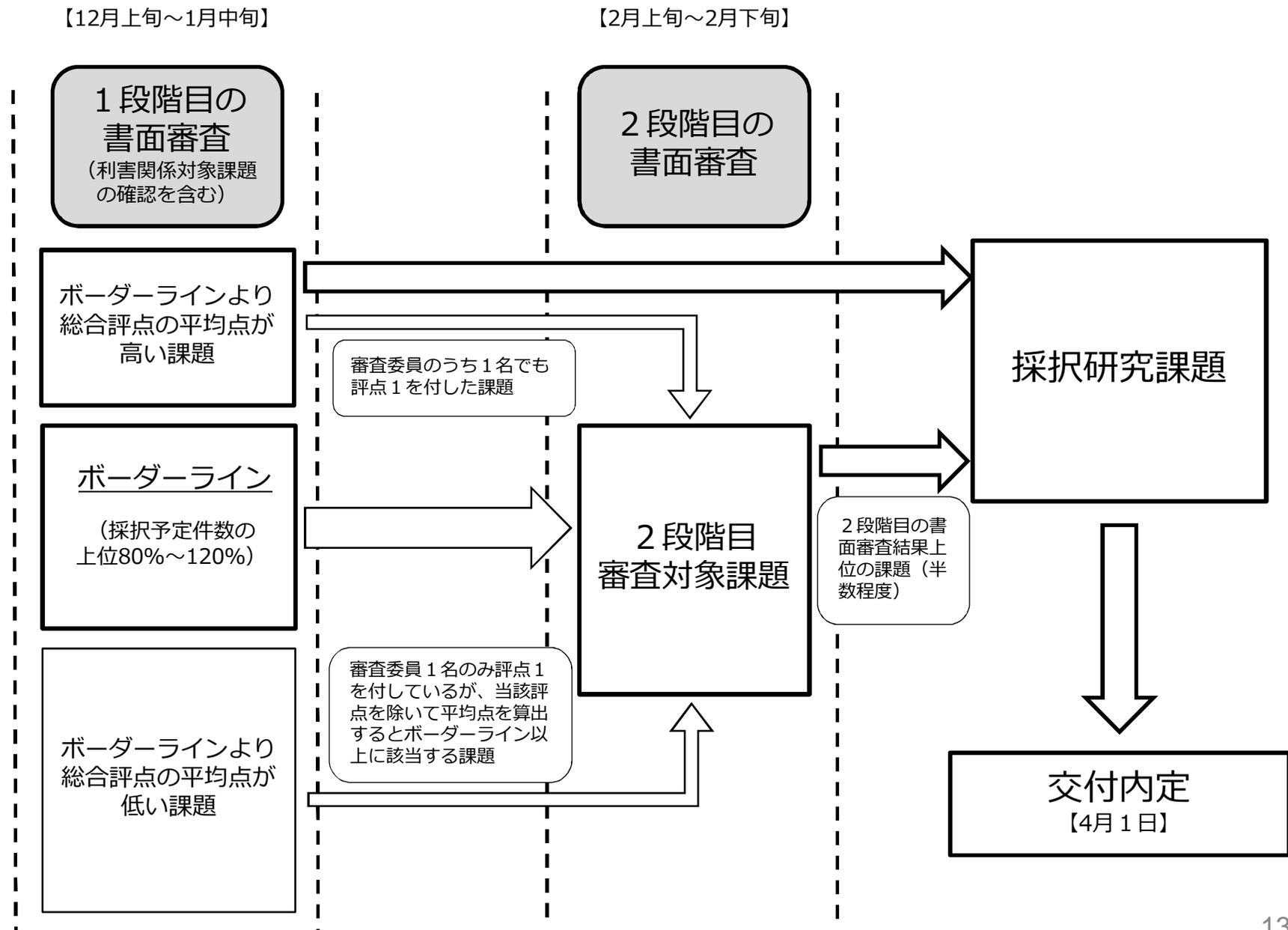
4段階の相対評価：A（採択予定件数の1/3）、B（同左）、C（同左）、D（残り）

※2段階目の対象について、一部の審査委員が極端に低い評点を付した研究課題についても考慮

審査結果の開示

おおよその順位、各評定要素の素点（平均点）、「定型所見」を開示

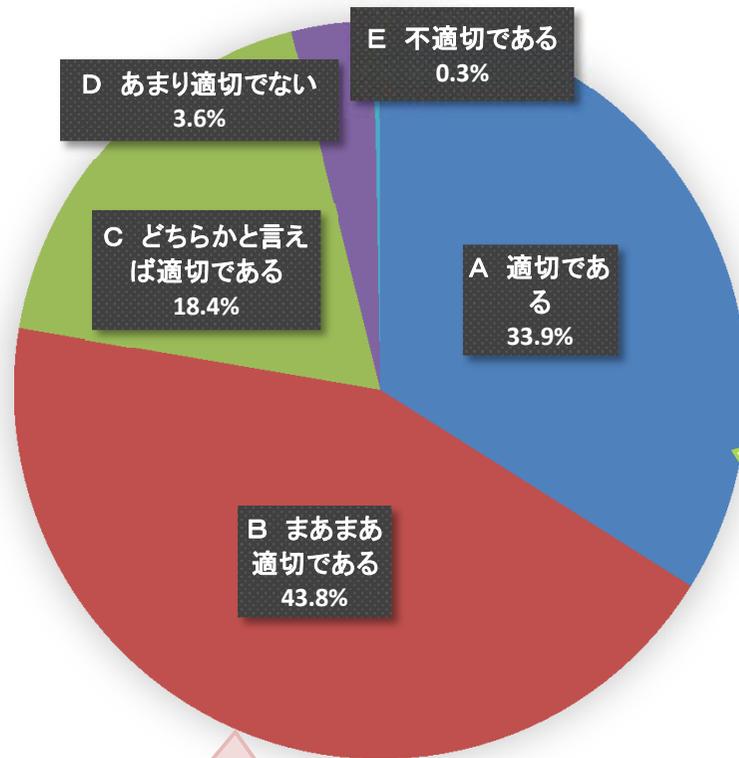
2段階書面審査の流れ（イメージ）



2段階書面審査に関するアンケート調査結果

<設問>

2段階の書面審査による審査方式は適切であったと考えられましたか。



約9割の審査委員から適切であったと回答

<主なご意見>

- ・他の審査委員からの指摘が参考になり、**多様な視点から再評価が可能となり評価が充実**
- ・常に電子システムにアクセスし審査可能のため、審査を効率的に進めることができた
- ・視野が広がり、自分が気付かなかった点からの指摘もあり参考になった
- ・審査時期は入試等で多忙のため、審査件数は減らしてほしい

科研費のPeer review

科研費を獲得すること＝審査委員となり得ること

調査対象：平成30年度基盤研究(B・C)及び若手研究の審査を担当した審査委員から無作為に抽出し、審査方式に対するアンケートを実施(アンケート依頼者数:1,063件、回答数:690件、平成30年4月実施)

科研費の審査について

○応募者は、自ら研究課題を設定し、その背景や経緯、国内外での位置付け、新規性、独自性、創造性や研究計画などを具体的に記述する

「建設的相互批判の精神」に則ったピアレビュー



■ 応募者の研究計画を尊重する

応募者がどのような研究を行おうとしているのかを調書に沿って理解し、審査する

■ 審査は研究計画調書に沿って行う

研究計画調書の内容に沿って、研究計画の長所(強い点)と短所(弱い点)を見極め、新規性、独自性、創造性および実行可能性等を評価する

■ 合議審査ではお互いの意見に対して率直に議論する(総合審査)

自身の意見を説明するにとどまらず、お互いの意見に対する率直な議論を納得がいくまで十分に行った上で評価する

「基盤研究（A・B・C）」研究計画調書の改善①

従前の調書の記載事項に重複感があるといった指摘等を踏まえ、記載内容が重複しないよう簡潔化（応募者の利便性向上のため、様式上の罫線も削除）

応募者が行いたい研究の全体像を記述する欄

「1. 研究目的、研究方法など」欄

（以下、基盤研究(A)の記載欄）

本研究計画調書は「中区分」の審査区分で審査されます。記述に当たっては、「科学研究費助成事業における審査及び評価」に関する規程（公募要領111頁参照）を参考にしてください。

本欄には、本研究の目的と方法などについて、4頁以内で記述してください。

冒頭にその概要を完結にまとめて記述し、本文には、（1）本研究の学術的背景、研究課題の核心をなす学術的「問い」、（2）本研究の目的および学術的独自性と創造性、（3）本研究で何をどのように、どこまで明らかにしようとするのか、について具体的かつ明確に記述をしてください。

本研究を研究分担者とともに行う場合には、研究代表者、研究分担者の具体的な役割を記述してください。

（概要） ※10行程度で記述してください。

審査委員が研究計画についてより理解を深めるため当該研究の特色を記述する欄

「2. 本研究の着想に至った経緯など」欄

本欄には、（1）本研究の着想に至った経緯、（2）関連する国内外の研究動向と本研究の位置づけ、（3）これまでの研究活動、（4）準備状況と実行可能性、について2頁以内で記述してください。

「(3)これまでの研究活動」の記述には、研究活動を中断していた期間がある場合にはその説明などを含めても構いません。

「これまでの研究活動」では、自らの重要な研究活動のほか、以下のような事項も記述可能。

- 産前産後の休暇及び育児休業の取得や、介護休業の取得による中断など、研究を中断していた期間の説明。
- 成果に繋がった例や、成果に繋がらなかったものの新しい問題を発掘できた場合など、研究遂行能力を示す活動。

「基盤研究（A・B・C）」研究計画調書の改善②

「3. 研究代表者および研究分担者の研究業績」欄

本欄には、研究代表者、研究分担者がこれまでに発表した論文、著書、産業財産権、招待講演のうち重要なものを選定し、現在もしくは過去から発表年次の順に、通し番号を付して2頁以内で記入してください。なお、学術誌へ投稿中の論文を記入する場合は、掲載が決定しているものに限ります。

学術誌論文の場合、論文名、著者名、掲載誌名、査読の有無、巻、最初と最後の頁、発表年（西暦）を記入してください。以上の項目が記入されていれば、各項目の順序の入れ替えや、著者名が多数の場合、主な著者名のみ記入しその他の著者を省略することは問題ありません。なお、省略する場合は、省略した員数と、研究代表者、研究分担者が記載されている順番を○番目と記入してください。

研究代表者には二重下線、研究分担者には一重下線を付してください。

【変更点】

- 従前の様式では、過去5年の業績を中心に応募課題に関連するものについて記載を求めていたことを改め、**応募課題に関連するものに限らず、また発表年に関わらず、応募者にとって重要と考える業績を記入**できるように変更。

「4. 人権の保護および法令等の遵守への対応」欄

「5. 研究計画最終年度前年度応募を行う場合の記入事項」欄

➡ 特段の変更なし

「6. 研究経費とその必要性」欄

「7. 研究費の応募・受入等の状況」欄

➡ 電子申請システムによる入力に変更

科研費の審査基準等について

- 日本学術振興会では、「**科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程**」を定めて、それに基づき審査を実施。
- 審査においては、下記のような評価基準等に基づき審査が行われている。また、規程には「利害関係者の排除」に関する規定も設けられている。

科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程(抜粋)

(審査の方針)

第10条 審査は、平成15年11月14日科学技術・学術審議会決定「独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の審査の基本的考え方」を踏まえ、次の方針により行うものとする。

一 全研究種目共通の方針

- (1) 平成28年12月に内閣総理大臣決定された「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の趣旨及び平成14年6月に文部科学大臣決定された「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」(最終改定 平成29年4月)に則り、厳正な審査を行う。
- (2) 研究課題及び成果公開は、各研究種目の目的、性格に即し、**国内外の学術研究の動向に照らし特に重要なものを選定する。**
研究課題の選定に当たっては、**学術的独自性や創造性、研究目的の明確さ等を考慮するとともに、当該研究者の研究遂行能力をも厳正に評価し、研究成果が期待できるものを選定する**ようにする。その際、別添13「競争的資金の適正な執行に関する指針」(平成17年9月(平成29年6月改正)競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)を踏まえ、研究資金の不合理な重複や過度の集中の排除についても十分配慮する。
なお、単に研究課題が他の研究費制度の助成対象となり得ること、あるいは、他の研究費制度による事業を実施中であることのみをもって、不利益な取扱いを行わないこととする。
また、成果公開の選定に当たっては、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与するものを選定するようにする。

i 評価基準

[評価要素]

- (1) **研究課題の学術的重要性・妥当性**
- (2) **研究目的、研究方法の妥当性**
- (3) **研究遂行能力及び研究環境の適切性**
- (4) **研究課題の波及効果**

(利害関係者の排除)

第8条

- (1) **評価者等自身が研究課題の研究代表者、研究分担者又は連携研究者である場合には、評価に加わらないこととする。**
- (2) **評価者等が、研究課題の研究代表者、研究分担者又は連携研究者との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。**
 - ① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
 - ② 緊密な共同研究を行う関係(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究會メンバーにおいて、緊密な関係にある者)
 - ③ 同一研究単位での所属関係(同一研究室の研究者等)
 - ④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
 - ⑤ 研究課題の採否又は評価が評価者等の直接的な利益につながると見なされるおれのある対立的な関係もしくは競争関係

(2) 科研費制度の改善・充実について
(研究種目・枠組みの見直し)

科研費による挑戦的な研究に対する支援強化について

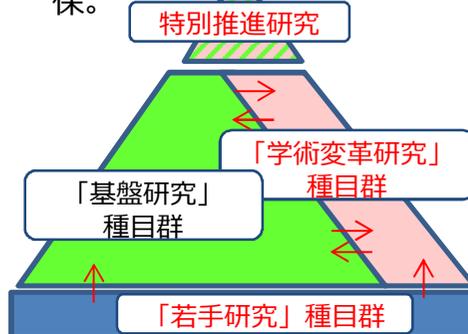
(平成28年12月20日科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会)

1. 日本の研究をめぐる危機

- 我が国の学術研究にとって、**新たな知の開拓に挑む「挑戦性」の追求が最重要課題。**
 - しかし、近年、以下のような問題が顕在化。
 - ・研究者の自由な**ボトムアップ研究をめぐる環境が劣化**（基盤的経費の縮減、研究時間の減少など）。
 - ・短期的な成果を目指した研究が増加する一方、**長期的視点に立った挑戦的な研究が減退。**
 - ・軌を一にして、日本の論文生産の順位などにおける存在感の低下（過去10年でTop10%論文数 4位→10位）。
- ⇒ **学術研究を支える唯一の競争的資金である科研費により、学術の枠組みの変革・転換を志向する挑戦的な研究を積極的に支援。** 学問の「たこつぼ化」を是正する**審査システム改革との一体的な見直し**を推進。

2. 研究種目の見直し

- 「基盤研究」種目群を基幹としつつ、相補的な「**学術変革研究**」種目群等を再編・強化し、新たな体系へ。
- 各種目の性格に応じた採択率・充足率のバランスを確保。



3. 今後の検討課題

- 分野間の資源配分や審査負担の在り方について検討。
- 「新学術領域研究」の見直しについて平成32年度助成を目標に検討。

(1) 「挑戦的萌芽研究」の見直し

- 学術に変革をもたらす大胆な挑戦を促すため、現行の「挑戦的萌芽研究」（～500万円）を発展させ、**より長期的かつ大規模な支援を可能化。**
- ⇒ **新種目「挑戦的研究」（～2000万円）を創設。**【平成29年度助成から】
- …論文等の実績よりも**アイデアの斬新性等を重視。**
 - …大括り化した審査区分の下、**合議を重視した「総合審査」**を先行実施。
 - …真に挑戦的な**研究課題を厳選**、その実行を担保する**十分な資金を配分。**
 - …計画の柔軟な変更を可能とするため、**基金制度を適用。**

(2) 「若手研究」の見直し等

- オープンな場での切磋琢磨を促すため、大型の「**若手研究（A）**」を「**基盤研究**」に統合。【平成30年度助成から】
- 若手の基盤形成を幅広く支援するため、小型の「**若手研究（B）**」を充実。
- **研究者としての独立に必要な研究基盤整備のため、所属機関と連携した重点支援の仕組みを新設。**
- 「若手研究」の応募要件を博士号取得後**8年未満の者**に変更。
- 上記の取組を中心に「**若手支援プラン**」を策定。

(3) 「特別推進研究」の見直し

- 「**挑戦性**」を一層重視し、助成対象の**新陳代謝を促進**（同一研究者の複数回受給を不可に）。【平成30年度助成から】

「科研費による挑戦的な研究に対する支援強化について」（平成28年12月20日科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会）

文科省HP掲載箇所 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/037/houkoku/1381248.htm

科学研究費助成事業(科研費)

平成30年度予算額 : 228,550百万円
 (平成29年度予算額 : 228,350百万円)

背景・課題

- ・国際的な研究力競争の激化、科研費をはじめとする資金需要の増大
- ・研究環境の劣化(基盤研究費の縮減、研究者の独立基盤の脆弱化)
- ・研究者の研究テーマの短期志向、リスク回避傾向

【未来投資戦略2017における記載】

科学研究費助成事業の安定確保・充実強化のため、「科研費改革の実施方針」(平成29年1月27日改定)に基づき、「科研費審査システム改革2018」や「科研費若手支援プラン」の実施等を通じた改革を本年度から進める。



- ✓ 科研費は、我が国の産出論文の質・量の両面で牽引(※)するなど、イノベーションの源泉である「学術研究」を支援。
- ✓ 科研費改革の実施に当たっては、制度の「質の向上」と「量の充実」の一体的強化が不可欠。

※科研費関与論文中のTop10%論文の割合は約10%で科研費非関与論文の割合(約7%)を大幅に上回り、産出数も我が国の産出数の約60%を占める(Web of Science XML を元に科学技術・学術政策研究所が集計)。

事業概要

- 人文学・社会科学から自然科学まですべての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」(研究者の自由な発想に基づく研究)を格段に発展させることを目的とする「競争的資金」。
- 中核的研究種目の充実を通じた「科研費若手支援プラン」の着実な実行や国際共同研究の一層の強化を図る。また、審査区分の大括り化など競争性を高める審査システム改革をはじめとする科研費改革の全面展開により、助成対象の更なる質の向上を図る。

【平成30年度事業の骨子】

平成30年度は、これまで検討を進めてきた「審査システム改革」及び「研究種目・枠組みの見直し」を中心とした「質の向上」と以下の取組を強化することにより、科研費改革を着実に推進する。

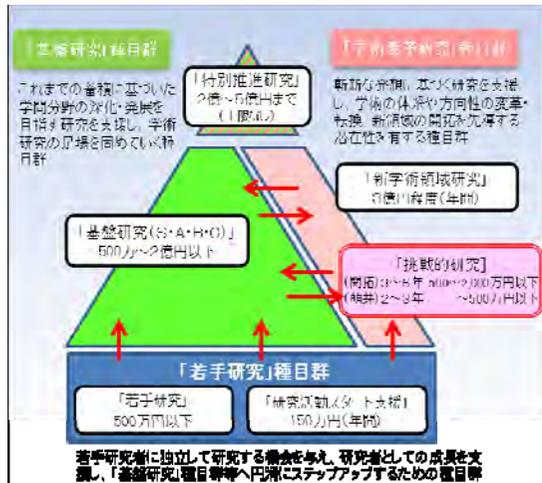
① 「科研費若手支援プラン」の実行により、若手研究者のキャリア形成に応じた支援を強化しつつ、オープンな場での切磋琢磨を促す

- ✓ 若手研究者の基盤形成を幅広く支援するため、「若手研究」を充実。
- ✓ 国際競争下で研究の高度化に欠かせない、より規模が大きい「基盤研究(B)」の充実。

② 「国際共同研究加速基金」の発展的見直しによる国際共同研究の推進

- ✓ 「海外学術調査」の対象等の見直しによる国際共同研究の強化。
 - ・調査等に限らず研究対象を一般化し、国際共同研究を更に促進。
 - ・応募総額:2,000万円程度、研究期間3~6年。
 - ・若手研究者の研究組織への参画等を要件として、海外研究者との共同研究基盤の強化や新たな課題探索等を支援。

【科研費の研究種目体系】



【審査システム改革のポイント】

「審査区分」と「審査方式」の一体改革

- ✓ 新たな「審査区分表」を作成(審査区分の大括り化)
 - ・「小区分」306(現区分の約3割減)
 - ・「中区分」65
 - ・「大区分」11
 ⇒自由な発想に基づくテーマ設定及び分野間の競争・連携を促進。
- ✓ 「総合審査」の導入(審査の質の向上)
 - ⇒合議を重視し、分野のカベを超えた多角的審査を行う「総合審査」の導入。

科研費若手支援プラン(CIO)

—次代の学術・イノベーションの担い手のために—

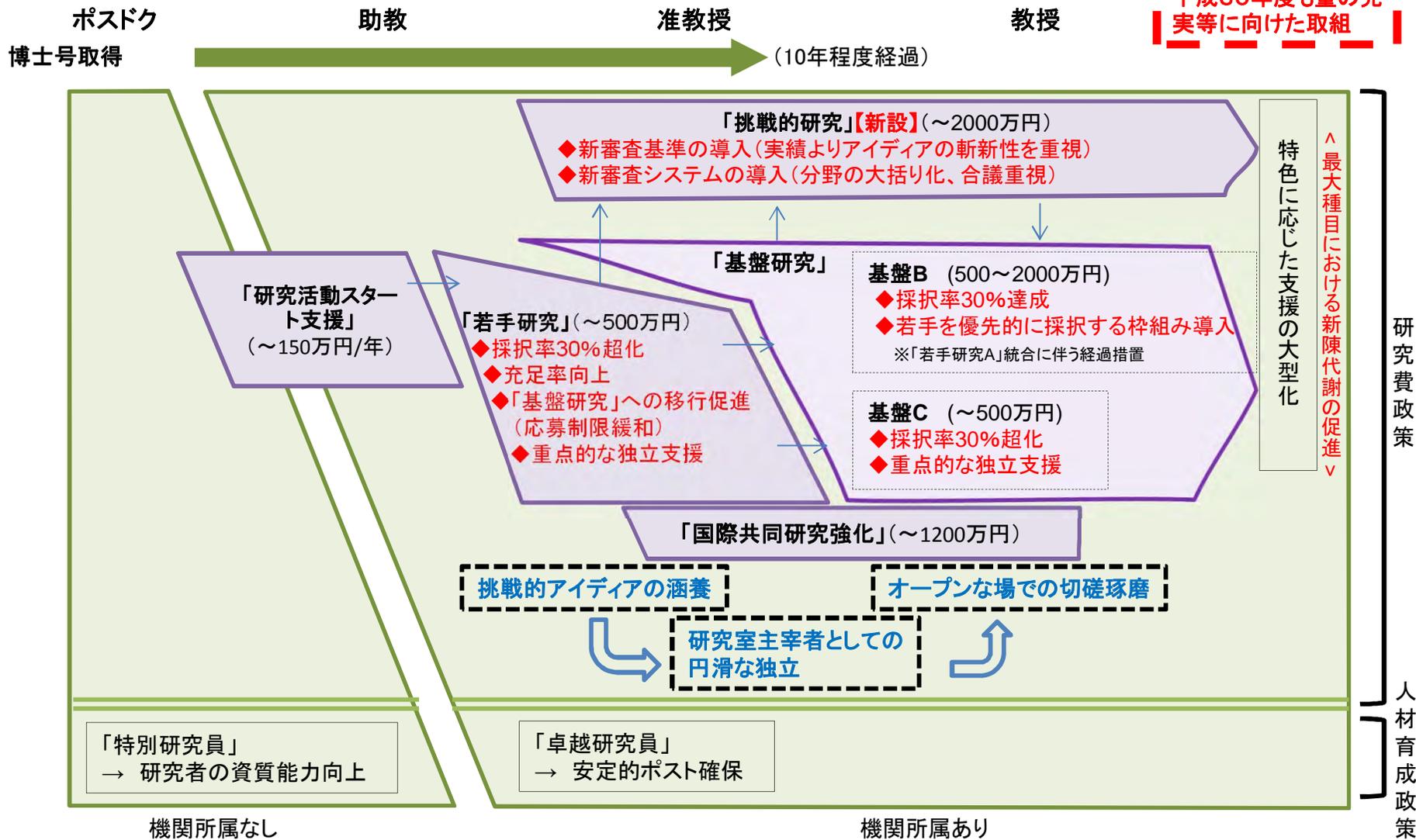
【基本的な考え方】

博士人材育成と軌を一にして、研究者のキャリアに応じた効果的な支援策を切れ目無く展開

→ 目指す研究者・研究環境のイメージ:「より挑戦的に、より自律的に、より開放的に」"More Challenging, More Independent, More Open"

※若手のロールモデルとなる中堅層への支援を含め、科研費を改革・強化

平成30年度も量の充実等に向けた取組



国際共同加速基金の発展的見直し

目的・趣旨

- 個人の研究の発展や、そこから必然的に発展する学際・融合分野の推進のためにも、国際的な交流と連携のネットワークの構築は不可欠。
- 広い視野を持って若手研究者を育成しながら多様な学術基盤に触れることによる人的交流を通し、学術の総合性や融合性を強めていくことも重要。（「我が国の学術研究の振興と科研費改革について」（中間まとめ）（平成26年8月27日科学技術・学術審議会学術分科会）から引用）
- 国際的な研究活動は益々活発化し、学問の高度化、研究対象の複雑化、研究手法の専門化等により、国内外に関わらず多様な人材を結集して研究することを求められることも多い。このような状況下で研究を進めるにあたっては、**国際的なネットワークの中で中核的な役割を担うことにより、国際社会における我が国の存在感を維持・向上**することが求められる。

I 基金 <旧>

国際共同研究加速基金

「国際共同研究強化」

- ・36-45歳 「基盤研究」等の既採択者
- ・派遣期間 半年～1年以上程度

「帰国発展研究」

- ・海外在住日本人研究者に対する予約採用

II 補助金

「海外学術調査(基盤研究A・B)」

- ・研究対象・方法をフィールド調査等に限定

I 基金 <新>

国際共同研究加速基金

「国際共同研究強化(A)」

- ★年齢要件下限の引下げ(※)
- ※36歳未満の者であっても、博士号取得後5年以上経過した者の応募を可能に

「国際共同研究強化(B)」

- ★研究対象・方法の一般化
- ★グループへの若手研究者参加を要件化
- ★支援規模の一本化(2,000万円以下、3～6年)

「帰国発展研究」

- ・海外在住日本人研究者に対する予約採用

派遣型

招聘型

国際共同研究の
基盤の強化・更なる
厚みの追求

国際共同研究加速基金の内容

	国際共同研究強化（A）	国際共同研究強化（B）	帰国発展研究
趣旨	<p>科研費採択者が現在実施している研究計画について、国際共同研究を行うことでその研究計画を格段に発展させ、優れた研究成果をあげることが目的とする。その結果、国際的に活躍できる、独立した研究者の養成にも資することを旨とする。</p>	<p>学術研究の発展に必要な国際共同研究を実施することにより、独創的、先駆的な研究を格段に発展させることを目的とする。その結果、我が国の研究者が国際的なネットワークの中で中核的な役割を担うことにより、国際共同研究の基盤の構築やさらなる強化に資すること、また、若手研究者の参画を要件とすることにより、早期に国際ネットワークを構築し、国際的に活躍できる研究者の養成にも資することを旨とする。</p>	<p>海外の研究機関等において、優れた研究実績を重ねた「独立した研究者」が、日本に帰国後すぐに研究を開始できるよう研究費を支援する。 当該研究者が日本を主たる拠点として研究を実施することにより、当該研究者を通じた外国人研究者との連携等による日本の研究活動の活性化に資するとともに、帰国直後の研究費支援があることで若手研究者の海外挑戦の後押しにつながることも期待する。</p>
対象	<p>応募資格を満たす対象者が一人で一定期間海外の大学や研究機関において海外共同研究者と共同で行う研究計画</p>	<p>複数(3～5人程度)の日本側研究者による研究組織を構成し、海外の研究機関に所属する研究者と共同して行う国際共同研究が中核をなす研究計画</p>	<p>日本国外の研究機関に所属する日本人研究者が、帰国後に日本国内の研究機関に所属し日本を主たる拠点として一人又は複数の研究者で行う研究計画</p>
応募資格	<p>「基盤研究」「若手研究」採択者であって、36歳以上45歳以下の者 (博士号取得後5年以上経過した者は36歳未満でも可)</p>	<p>基盤研究等と同等</p>	<p>応募時点において、 ①日本国外の研究機関に教授、准教授又はそれに準ずる身分(ポストドクターを除く)を有し、所属している者 ②日本国外に居住する日本国籍を有する者 ③科研費応募資格を有していない者</p>
応募総額	<p>1,200万円以下</p>	<p>2,000万円以下</p>	<p>5,000万円以下</p>
研究期間 (渡航期間)	<p>～3年 (半年～1年程度)</p>	<p>3～6年 (柔軟な往復が可能)</p>	<p>3年以内</p>
その他		<p>若手研究者の参画が要件 海外共同相手(グループ)からの合意書(Letter of Intent)の提出</p>	

平成30年度創設

(3) 科研費制度の改善・充実について

(研究不正防止、柔軟かつ適正な研究費使用の促進)

研究費の不正使用、研究活動における不正行為とは

	研究費の不正使用	研究活動における不正行為
定義	<ul style="list-style-type: none"> ・故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用 ・競争的資金等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用 	<ul style="list-style-type: none"> ・故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用等
主な例	<p>【預け金】 業者に架空取引を指示するなどして、虚偽の請求書等を作成させることにより、所属機関から研究費を支出させ、そのお金を業者に管理させるもの</p> <p>【プール金(カラ出張、カラ謝金)】 出張申請や出勤簿の改ざん等により旅費や謝金等を不正に請求するなどして、そのお金を研究室や個人等が管理するもの</p> <p>【書類の書換え(差換え、品替え、品転)】 業者に虚偽の請求書等を作成させることにより、所属機関から研究費を支出させ、実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させるもの</p>	<p>【捏造】 存在しないデータ、研究結果等を作成するもの</p> <p>【改ざん】 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工するもの</p> <p>【盗用】 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用するもの</p> <p>※各研究分野の特性や、研究機関の規程においては、二重投稿や不適切なオーサーシップ等も不正行為として定義される場合がある</p>
文科省等が定めるガイドライン	<p>「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」 (平成19年2月 文部科学大臣決定(平成26年2月改正))</p>	<p>「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 (平成26年8月 文部科学大臣決定)</p>

不正防止のための主な取組

- 応募資格を一定期間停止(ペナルティー)する措置の導入(平成15年度～)
- 機関管理の義務化(平成16年度～)
 - ・ 研究機関による研究者・事務職員を対象とした研修会、説明会の開催
 - ・ 研究機関における交付件数に対する一定割合(概ね10%)以上の内部監査の実施
- 不正使用防止に向けた新たな対策を取りまとめた通知の発出(平成18年11月28日)
 - ・ 不正行為を防止するための研究機関の自主的な経費管理・監査体制の整備を義務化
 - ・ 科研費の経費管理責任者の登録を義務化
 - ・ 全ての採択者に対し、「不正行為を行わない」旨の誓約を確認
 - ・ 文部科学省及び日本学術振興会による実地調査の実施 等
- 「研究機関の公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト※」の提出を応募要件化(平成20年度公募分～)
※平成22年12月に現名称に変更
- 不正使用、不正行為が認定された研究者について、氏名を含む不正の概要を原則公表(平成26年度公募分～)
- 「研究機関の公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」の改正に基づき、研究機関における体制整備の不備や不正事案の調査報告の遅延による間接経費の削減を導入(平成26年度～)
- 科研費電子申請システムによる交付申請時等に、適正な研究費の使用、研究活動の公正性の確保等に関するチェックリストの確認を義務付け(平成26年度～)
- 研究機関が実施する研究倫理教育に受講しなければならない旨使用ルールに規定(平成27年度～)
- 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに基づく取組状況に係るチェックリスト」の提出を応募要件化(平成29年度公募分～)

科研費を活用して学術研究を進める研究者の責務

- 科研費を活用して学術研究を進める研究者は、次のような点に大きな責務を負っています。
- ◆学術的な切磋琢磨の中で、自らの学術研究の社会的・文化的価値を高めること。
- ◆限られた国民の税金で措置されている科研費を適正に活用すること。
- ◆高い研究者倫理に基づいて自律的に学術研究を進めること。



不正な受給や使用、研究遂行上の不正行為は、学術研究全体の信頼を損ねることにつながりかねません。公的研究費を使用している者として、研究者倫理の自覚の下に研究活動に従事することが重要です。

不正が認定された場合、研究者に対して、

- ・機関内での人事処分、刑事告訴・民事訴訟、個人の氏名を含んだ調査結果の公表、
- ・配分機関からの研究費の一部または全部の返還、申請及び参加資格の制限、公表等の措置がされることがあります。

e-RadのログインID・パスワードの取扱いについて

- **他者のe-RadのログインID・パスワードを用いて研究費を不正申請・受給する事案が発生しています。**
- e-RadのログインID・パスワードの管理や、これらの管理から派生する責任は**システム利用者が負う**ものとされています。



ログインID・パスワードは、**決して他者に漏洩することがないように、e-Radのシステム利用規約に則り厳格な管理を**お願いします。

【参考】府省共通研究開発管理システム（e-Rad）利用規約（抜粋）

第4条4 本システムを利用する際に必要となるID・パスワードの管理並びにこれらの管理から派生する責任はシステム利用者が負うものとする。

科研費の柔軟かつ適正な使用を可能とする制度について

研究費使用に係る自由度を高めるとともに手続きの省力化を図り、科研費による研究の効果を更に高める

年度	項目
H15	・補助金に「繰越制度」を導入
H16	・科研費ルールを整理・見直し(機関管理化、「応募」「使用」「評価」ルールを制定) ・応募手続の一部に電子申請による受付を開始(平成20年度には完全電子申請化(ペーパーレス))
H18	・年度末まで使用が可能となるよう実績報告書の提出時期を延伸(5月末日)
H20	・使途と制限のない他の経費との合算使用を可能に変更
H23	・「基金化」の導入【基盤研究(C)、挑戦的萌芽研究、若手研究(B)】 →「前倒し使用」「次年度使用(繰越手続不要)」「研究期間延長(1年)」が可能
H24	・複数の科研費による共用設備の購入を可能に変更 ・交付手続の一部に電子申請による受付を開始(平成30年度には完全電子申請化(ペーパーレス))
H25	・補助金に「調整金」枠を設定 →一定の要件を満たす場合の「次年度使用」、「前倒し使用」が可能
H27	・「基金化」対象種目の拡大【国際共同研究加速基金、特設分野研究】
H29	・研究費の管理・使用について(事務連絡) →研究者等の負担を軽減、研究支援業務に関する事務の効率化を図るため、事務処理に関する基準を示す

柔軟かつ適正な研究費使用の促進

平成29年3月24日付けで、文部科学省高等教育局、研究振興局の連携により、研究費の管理・使用に係る「大学等における過度の“ローカルルール”の改善」に向けた事務連絡を発出。

文科省HP掲載箇所http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/037/houkoku/1381248.htm

科研費制度も、科研費ハンドブックにおいて「直接経費使用の考え方」をより丁寧に説明。

－科研費ハンドブック(研究者用)2018年度版より－

直接経費は、補助事業である研究課題の遂行に必要な経費(物品の購入費、旅費、人件費・謝金、その他の経費)について、幅広く使用することができます

- 直接経費は「採択された研究課題の遂行に必要な経費(研究成果の取りまとめに必要な経費を含む。)」について幅広く使用することができます
- 直接経費は、支出が認められない経費として、以下のようなものがあり、使用ルールで明記するなど注意喚起しています
 - ・ 建物等の施設に関する経費(直接経費により購入した物品を導入することにより必要となる軽微な据付等のための経費を除く)
 - ・ 補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
 - ・ 研究代表者又は研究分担者の人件費・謝金
 - ・ その他、間接経費を使用することが適切なもの
- 研究代表者や研究分担者は、補助事業者として、その経費支出に関する判断や用途に関する説明責任を負います
- 研究費の使用に当たっては、使用ルールや所属する研究機関が定めるルールに従って使用することは元より、科学研究のために交付されている直接経費から支出することが社会通念に照らし妥当であるか、直接経費使用の優先度として適当かといった点も考慮してください

科研費ハンドブック（研究者用）2018年度版 主な変更点等



科研費ハンドブック（研究者用）2018年度版における主な変更点等

2018年度版の科研費ハンドブック（研究者用）では、研究種目名等を最新の情報に更新するとともに、次のような内容を新たに記載するなどの変更を行っています。

○連携研究者の廃止について（7ページ等）

科研費の研究組織について、平成30年度から連携研究者を廃止して、研究協力者と統合したことによる変更を行いました。

○直接経費は何に使えるのか（11ページ）

補助事業である研究課題の遂行に必要な経費について幅広く使用することができます。研究代表者や研究分担者は、補助事業者として、その経費支出に関する判断や使途に関する説明責任を負います。（社会通念に照らし妥当であるか、直接経費使用の優先度として適切かといった点も考慮してください）

○科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施する研究であることについて（19ページ、22ページ）

科学技術・学術審議会における審議^(※)を踏まえ、科研費による研究は研究者の自覚と責任において実施するものであり、研究の実施や研究成果の公表等は、国の要請等に基づくものではなく、研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されることについて新たに記載しました。

○研究者が遵守すべき行動規範について（24ページ等）

科学技術・学術審議会における審議^(※)を踏まえ、これまで以上に公正・透明な研究活動の実現に努めていく必要があることから、日本学術会議が作成している全ての学術分野に共通する基本的な規範である声明「科学者の行動規範」（平成25年1月25日）のうち特に留意すべき点を明示するなど、研究者が遵守すべき行動規範について新たに記載しました。

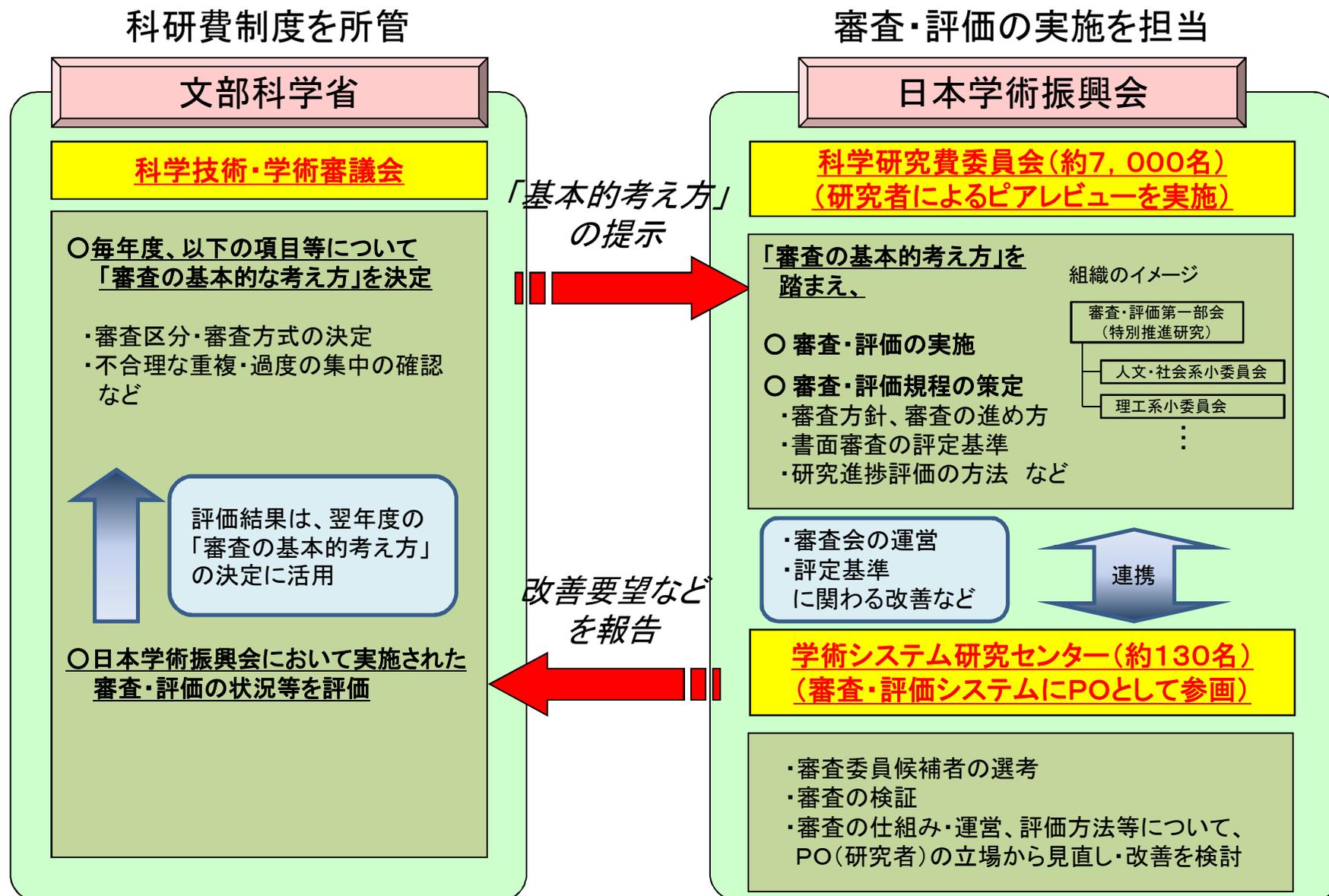
(※) 「科研費制度運営の適正化を通じた公正・透明な研究活動の実施に向けて」

(平成30年5月18日科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会、科学研究費補助金審査部会)

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/041/houkoku/1405044.htm

(4) 科研費制度の改善・充実について
(公正な審査システムの構築について)

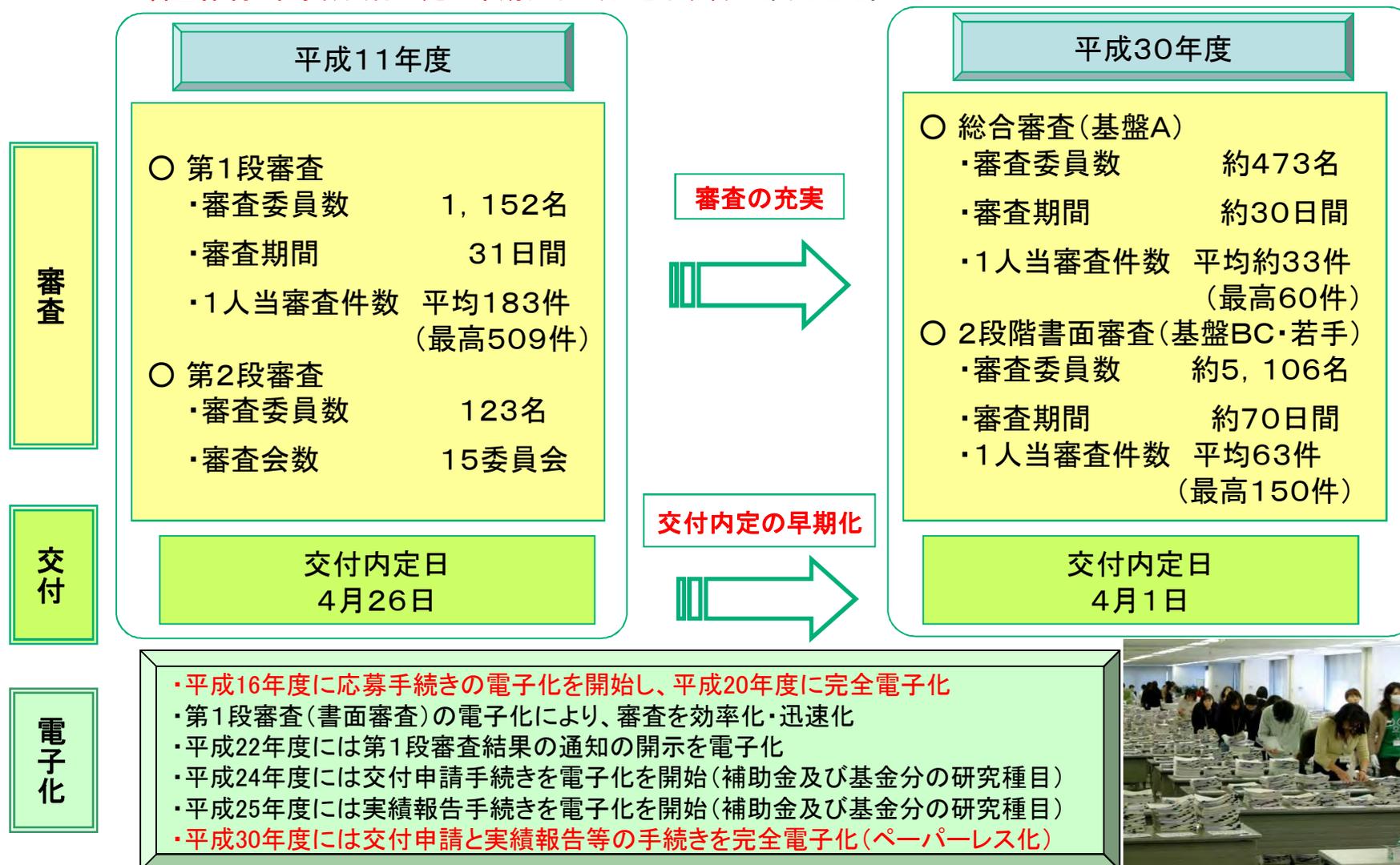
科研費審査・評価の改善の仕組み



日本学術振興会への審査・交付業務の移管

〈審査・交付に関する平成11年度新規採択分と平成30年度新規採択分の比較〉

○ 平成11年度より日本学術振興会への移管が始まりましたが、**資金配分機関としての機能の強化を図ることにより、審査体制の充実、交付内定の早期化など、大きな改善がありました。**



※ 平成30年度日本学術振興会審査種目のうち、「基盤研究(A・B・C)」、「若手研究」について記載。 ※計画調書仕分け作業風景(H19)

参考資料集

「科研費」制度について

応募対象

基礎から応用までのあらゆる独創的・先駆的な「**学術研究(研究者の自由な発想に基づく研究)**」を支援

人文学、社会科学から自然科学までの**すべての研究分野**が対象

審査・評価

ピアレビュー:学術研究の場で切磋琢磨している研究者が審査・評価する仕組み
⇒**科研費採択者が収録されたDBから審査委員を選考**

科研費は、学術研究を担う研究者が、応募者となり、また審査委員ともなり、研究者全員で作り上げ、支えるもの

⇒**日本学術振興会学術システム研究センターが審査委員選考・審査の検証等**

—科研費の公正な審査・評価システムを構築—

研究実施・管理等

研究者

1. 補助事業者として研究課題を遂行(補助条件等)
2. 研究計画遂行上必要な場合、可能な限り研究費の用途を制限しない柔軟性を確保
⇒ **学術研究の特性を踏まえた、他の競争的資金には無い、科研費の特徴**
3. 学術研究の進展に貢献、研究実績、研究成果は公表(学術論文、学会発表等)

研究機関

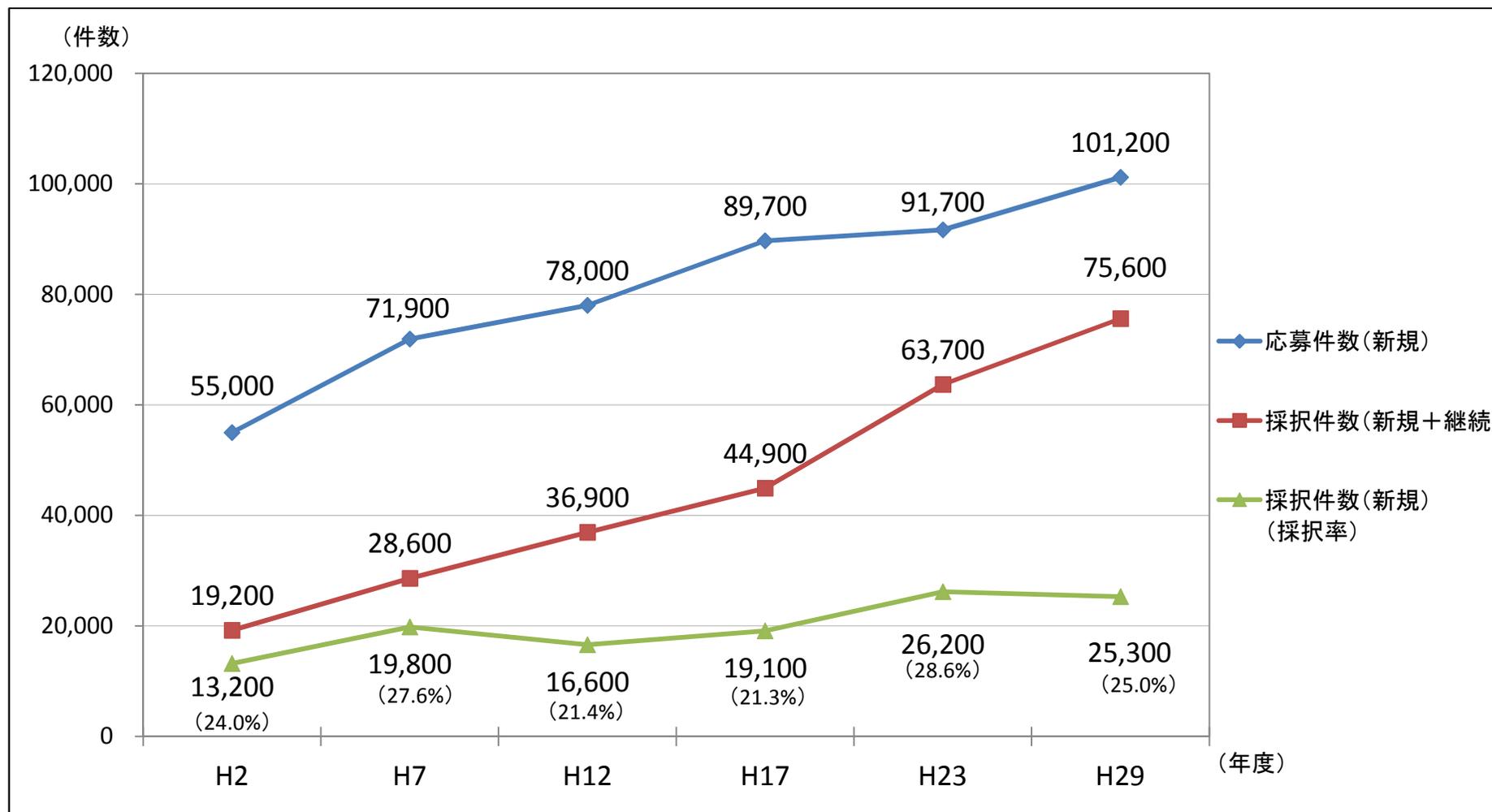
1. 応募資格者の登録等、科研費の応募・交付申請等の諸手続について行う
2. 交付された研究費の適正な執行管理とともに、研究者への助言を行う
3. 公的研究費に関するコンプライアンス教育及び研究倫理教育の実施(研究不正防止)

研究種目一覧

平成30年5月現在

研究種目等	研究種目の目的・内容	担当
科学研究費		
特別推進研究	新しい学術を切り拓く真に優れた独自性のある研究であって、格段に優れた研究成果が期待される1人又は比較的小人数の研究者で行う研究(期間3～5年(真に必要な場合は最長7年)1課題 2億円以上5億円まで(真に必要な場合は5億円を超える応募も可能))	学 振
新学術領域研究	(研究領域提案型)多様な研究者グループにより提案された、我が国の学術水準の向上・強化につながる新たな研究領域について、共同研究や研究人材の育成、設備の共用化等の取組を通じて発展させる (期間5年、1領域単年度当たり 1,000万円～3億円程度を原則とする)	文科省(審査) 学 振(交付)
基盤研究	(S)1人又は比較的小人数の研究者が行う独創的・先駆的な研究 (期間 原則5年、1課題 5,000万円以上 2億円程度まで) (A)(B)(C)1人又は複数の研究者が共同して行う独創的・先駆的な研究 (期間3～5年、応募総額によりA・B・Cに区分) (A)2,000万円以上5,000万円以下 (B)500万円以上2,000万円以下(C) 500万円以下	学 振
挑戦的研究	(開拓)(萌芽)1人又は複数の研究者で組織する研究計画であって、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを志向し、飛躍的に発展する潜在性を有する研究 なお、(萌芽)については、探索的性質の強い、あるいは芽生え期の研究も対象とする (開拓)期間3～6年間 500万円以上2,000万円以下 (萌芽)期間2～3年間 500万円以下	学 振
若手研究	博士の学位取得後8年未満の研究者が1人で行う研究 (期間2～4年、1課題 500万円以下)	学 振
研究活動スタート支援	研究機関に採用されたばかりの研究者や育児休業等から復帰する研究者等が1人で行う研究 (期間2年以内、単年度当たり150万円以下)	学 振
奨励研究	教育・研究機関の教職員、企業の職員、それ以外の者で、学術の振興に寄与する研究を行っている者が1人で行う研究 (期間1年、1課題 10万円以上100万円以下)	学 振
特別研究促進費	緊急かつ重要な研究課題の助成	文科省(審査) 学 振(交付)
研究成果公開促進費		
研究成果公開発表	学会等による学術的価値が高い研究成果の社会への公開や国際発信の助成	学 振
国際情報発信強化	学協会等の学術団体等が学術の国際交流に資するため、更なる国際情報発信の強化を行う取組への助成	学 振
学術図書	個人又は研究者グループ等が、学術研究の成果を公開するために刊行する学術図書の助成	学 振
データベース	個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、公開利用を目的とするものの助成	学 振
特別研究員奨励費	日本学術振興会特別研究員(外国人特別研究員を含む)が行う研究の助成(期間3年以内)	
国際共同研究加速基金		
国際共同研究強化	(A)科研費に採択された研究者が半年から1年程度海外の大学や研究機関で行う国際共同研究・基課題の研究計画を格段に発展させるとともに、国際的に活躍できる、独立した研究者の養成にも資することを目指す(1,200万円以下)※平成30年度公募から改称 (B)複数の日本側研究者と海外の研究機関に所属する研究者との国際共同研究。学術研究の発展とともに、国際共同研究の基盤の構築や更なる強化、国際的に活躍できる研究者の養成も目指す(期間3～6年間 2,000万円以下)	学 振
帰国発展研究	海外の日本人研究者の帰国後に予定される研究(期間3年以内、5,000万円以下)	学 振
特設分野研究基金	最新の学術動向を踏まえ、基盤研究(B)、(C)に特設分野を設定(応募年度により応募可能な研究期間が異なる。)	学 振

「科学研究費」の応募件数、採択件数、採択率の推移



- 「科学研究費」: 科研費のうち、特別推進研究、新学術領域研究、基盤研究(特設分野研究を除く)、挑戦的研究(開拓・萌芽)、若手研究、研究活動スタート支援及び奨励研究を指す。
- 上のグラフは、奨励研究を除く「科学研究費」について集計している。
なお、平成29年度では、基盤研究(C)及び若手研究(B)において採択率30%を確保。
また、新たに創設した挑戦的研究(開拓・萌芽)においては厳選して採択。

平成29年度の配分状況①(研究種目別)(新規)

平成29年10月現在

研究種目	研究課題数			配分額
	応募	採択	採択率	
科学研究費	〔 87,422 〕 105,312	〔 23,800 〕 26,045	〔 27.2 〕 24.7	〔 60,354,144 〕 64,667,602
特別推進研究	〔 107 〕 111	〔 14 〕 13	〔 13.1 〕 11.7	〔 1,384,200 〕 1,387,900
新学術領域研究 (研究領域提案型)	〔 6,143 〕 5,908	〔 1,051 〕 996	〔 17.1 〕 16.9	〔 6,508,750 〕 6,482,521
基盤研究(S)	〔 654 〕 645	〔 95 〕 81	〔 14.5 〕 12.6	〔 3,537,300 〕 3,343,200
基盤研究(A)	〔 2,601 〕 2,567	〔 634 〕 636	〔 24.4 〕 24.8	〔 7,299,500 〕 7,157,300
基盤研究(B)	〔 11,369 〕 11,041	〔 2,813 〕 2,729	〔 24.7 〕 24.7	〔 14,441,400 〕 13,757,100
基盤研究(C) * 1	〔 38,049 〕 40,486	〔 11,392 〕 11,983	〔 29.9 〕 29.6	〔 15,166,170 〕 15,608,300
挑戦的研究(開拓) * 2	〔 — 〕 1,116	〔 — 〕 94	〔 — 〕 8.4	〔 — 〕 643,900
挑戦的研究(萌芽) * 1、2	〔 — 〕 14,491	〔 — 〕 1,586	〔 — 〕 10.9	〔 — 〕 3,769,800
若手研究(A)	〔 1,721 〕 1,837	〔 423 〕 433	〔 24.6 〕 23.6	〔 3,199,200 〕 3,277,700
若手研究(B) * 1	〔 18,996 〕 19,271	〔 5,716 〕 5,817	〔 30.1 〕 30.2	〔 7,453,140 〕 7,913,600
研究活動スタート支援	〔 3,699 〕 3,774	〔 925 〕 945	〔 25.0 〕 25.0	〔 1,014,200 〕 976,300
奨励研究	〔 4,083 〕 4,065	〔 737 〕 732	〔 18.1 〕 18.0	〔 350,284 〕 349,981
研究成果公開促進費	〔 946 〕 1,048	〔 419 〕 386	〔 44.3 〕 36.8	〔 871,100 〕 781,900
特別研究員奨励費	〔 2,694 〕 2,336	〔 2,694 〕 2,336	〔 — 〕 —	〔 2,431,300 〕 2,312,600
合計	〔 91,062 〕 108,696	〔 26,913 〕 28,767	〔 29.6 〕 26.5	〔 63,656,544 〕 67,762,102

(注1) []内は、前年度直接経費を示す。

(注2) * 1は、基金化研究種目であるため、「配分額」欄及び「1課題あたりの配分額」欄には平成29年度の当初計画に対する配分額を計上。

(注3) * 2は、平成29年度から新規募集開始。

(注4) 「新学術領域研究(研究領域提案型)」「学術研究支援基盤形成」、「特設分野研究」、「特別研究促進費」、「国際共同研究加速基金(国際共同研究強化・帰国発展研究)」、「特設分野研究基金」及び「特定奨励費」は除く。

(注5) 奨励研究を除く「科学研究費」で見ると、応募101,247件、採択25,313件、採択率25.0%、配分額(直接経費)64,317,621千円となる。

平成29年度の配分状況①(研究種目別)(新規+継続)

平成29年10月現在

研究種目	研究課題数		配分額
	応募	採択	
科学研究費	件 〔 154,160 〕 155,799	件 〔 76,027 〕 76,295	千円 〔 161,661,754 〕 163,174,895
特別推進研究	〔 166 〕 166	〔 73 〕 68	〔 5,585,100 〕 5,558,200
新学術領域研究 (研究領域提案型)	〔 7,746 〕 7,555	〔 2,654 〕 2,643	〔 21,624,350 〕 21,799,821
基盤研究(S)	〔 990 〕 990	〔 431 〕 425	〔 12,407,500 〕 12,050,100
基盤研究(A)	〔 4,214 〕 4,167	〔 2,233 〕 2,220	〔 18,613,000 〕 17,471,700
基盤研究(B) * 1	〔 17,701 〕 17,752	〔 9,102 〕 9,393	〔 32,475,400 〕 33,080,533
基盤研究(C) * 2	〔 60,810 〕 64,621	〔 34,121 〕 36,081	〔 37,028,220 〕 38,384,070
挑戦的研究(開拓) * 3	〔 — 〕 1,116	〔 — 〕 94	〔 — 〕 643,900
挑戦的研究(萌芽) * 2、3	〔 — 〕 14,491	〔 — 〕 1,586	〔 — 〕 3,769,800
若手研究(A)	〔 2,712 〕 2,874	〔 1,407 〕 1,459	〔 6,534,800 〕 6,878,400
若手研究(B) * 2	〔 28,000 〕 28,353	〔 14,709 〕 14,875	〔 15,294,309 〕 15,823,970
研究活動スタート支援	〔 4,635 〕 4,700	〔 1,739 〕 1,770	〔 1,784,851 〕 1,774,020
奨励研究	〔 4,083 〕 4,065	〔 737 〕 732	〔 350,284 〕 349,981
研究成果公開促進費	〔 1,024 〕 1,137	〔 497 〕 475	〔 1,310,300 〕 1,319,900
特別研究員奨励費	〔 6,561 〕 5,894	〔 6,561 〕 5,894	〔 5,918,920 〕 5,343,809
合計	〔 161,745 〕 162,830	〔 83,085 〕 82,664	〔 158,927,034 〕 164,248,204

(注1) 本資料は、今年度採択された新規課題に既に採択されている継続課題を加え集計したものの。

(注2) []内は、前年度直接経費を示す。

(注3) * 1のうち、平成24～26年度採択課題は一部基金を措置しているため、「配分額」欄及び、「1課題あたりの配分額」欄には平成29年度の当初計画に対する配分額を計上。

(注4) * 2は、基金化研究種目であるため、「配分額」欄及び「1課題あたりの配分額」欄には平成29年度の当初計画に対する配分額を計上。

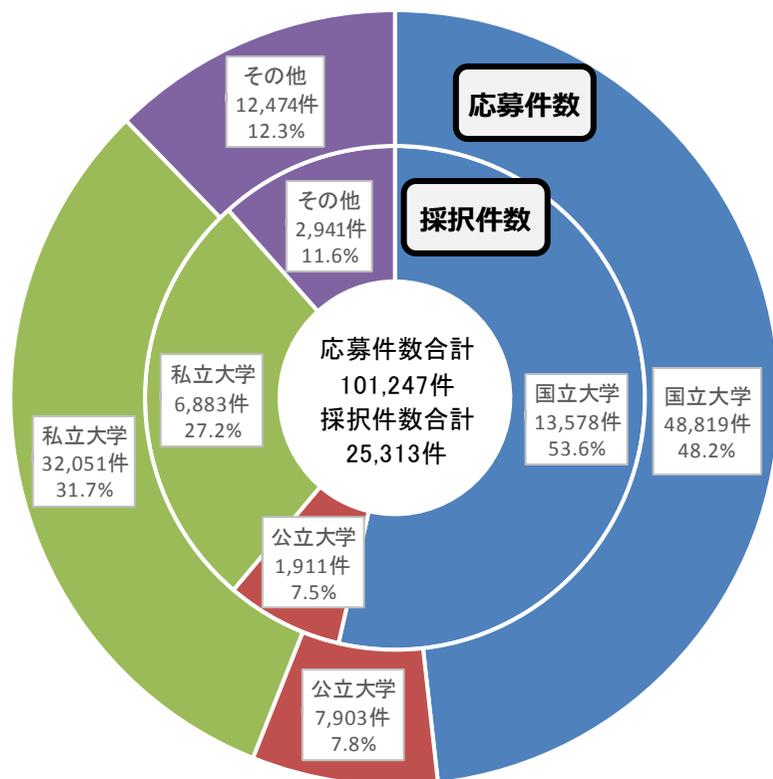
(注5) * 3は、平成29年度から新規募集開始。

(注6) 平成27年度、平成28年度の「国際共同研究加速基金(国際活動支援班)」の配分状況は、「新学術領域研究(研究領域提案型)」に含めて計上。

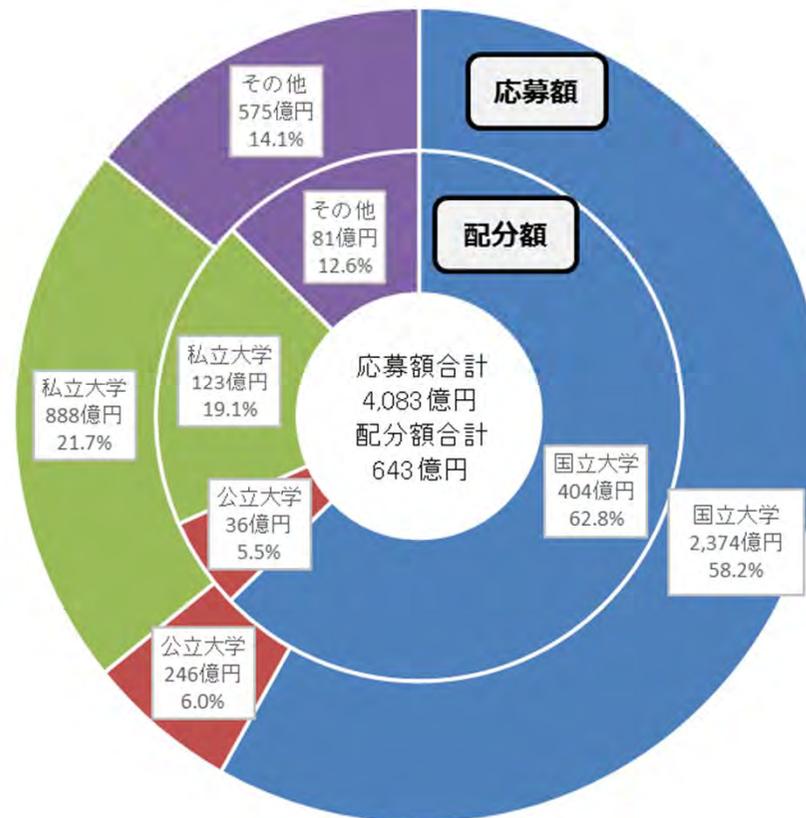
(注7) 「新学術領域研究(研究領域提案型)」「学術研究支援基盤形成」、「特設分野研究」、「特別研究促進費」、「国際共同研究加速基金(国際共同研究強化・帰国発展研究)」、「特設分野研究基金」及び「特定奨励費」は除く。

平成29年度の配分状況②(研究機関種別)(新規)

研究機関種別の応募件数・採択件数



研究機関種別の応募額・配分額(直接経費)

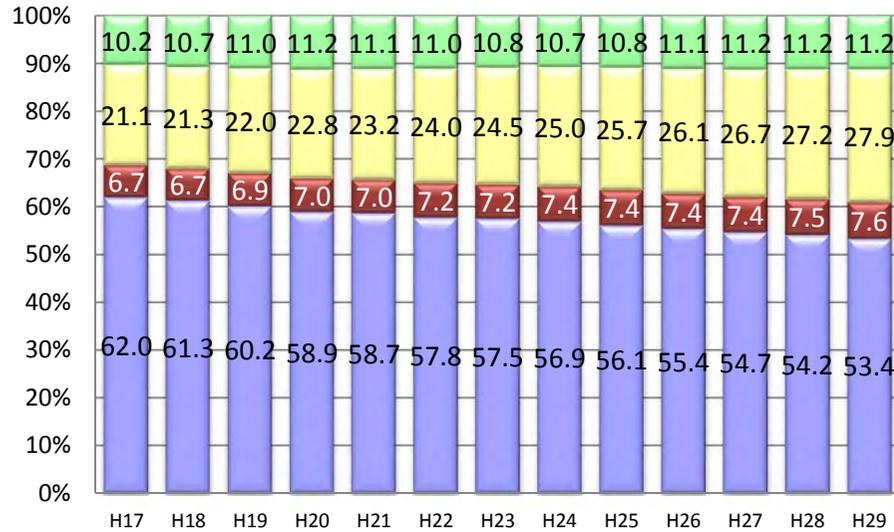


(注)上記円グラフは、奨励研究を除く「科学研究費」により集計している。

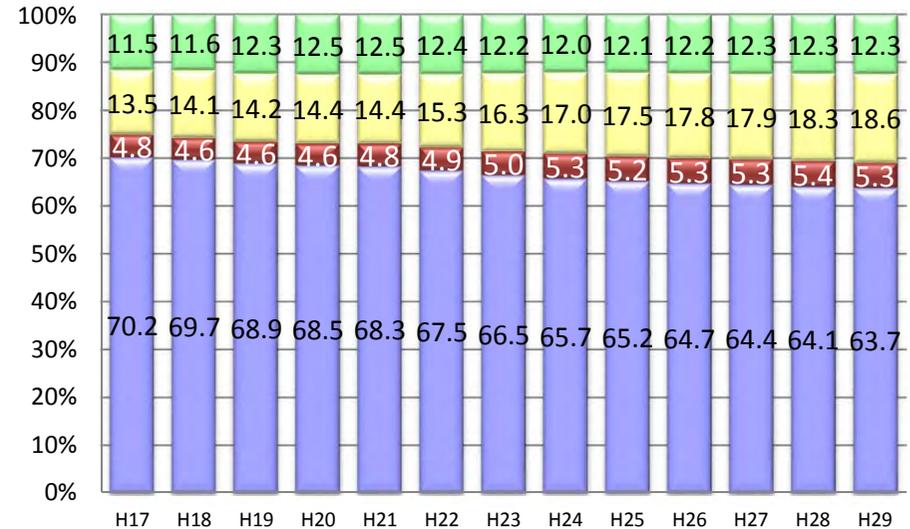
科研費の配分状況③(研究機関種別)

文科省ホームページ「科学研究費補助金 配分結果」より

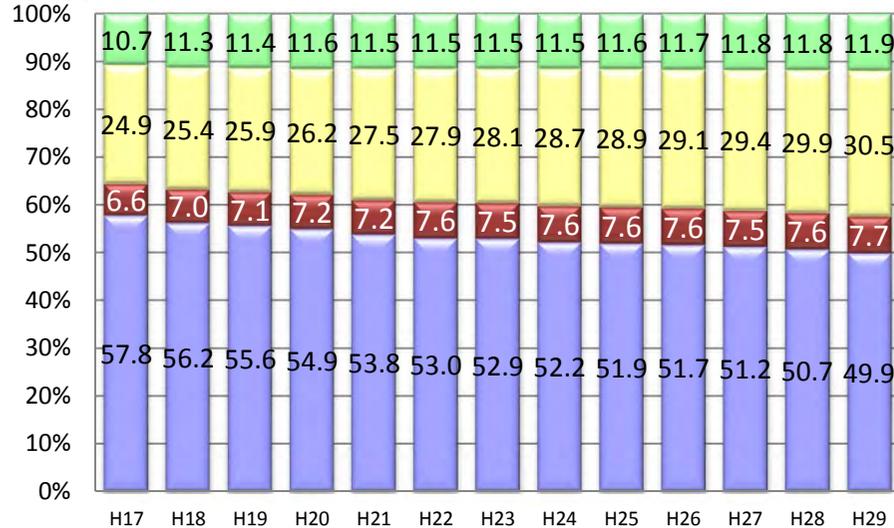
○ 採択件数(新規+継続)



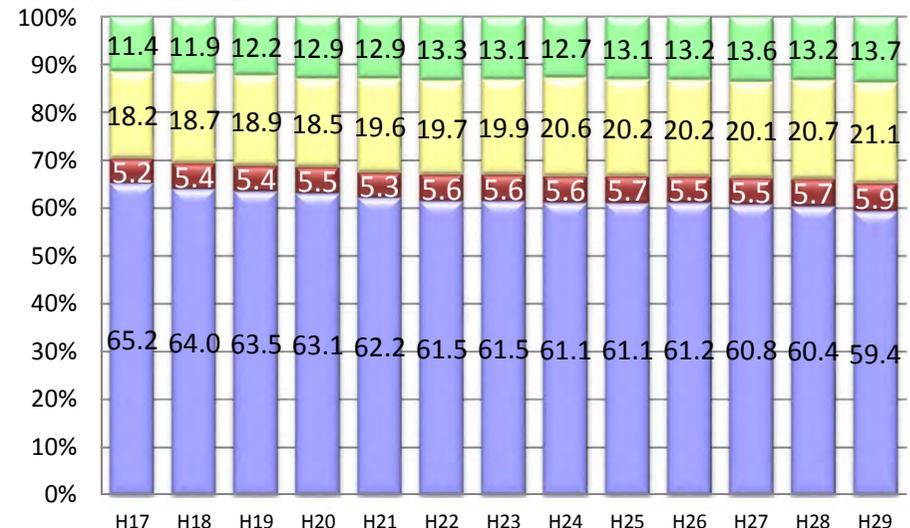
○ 配分額(直接経費)(新規+継続)



○ 応募件数(新規+継続)



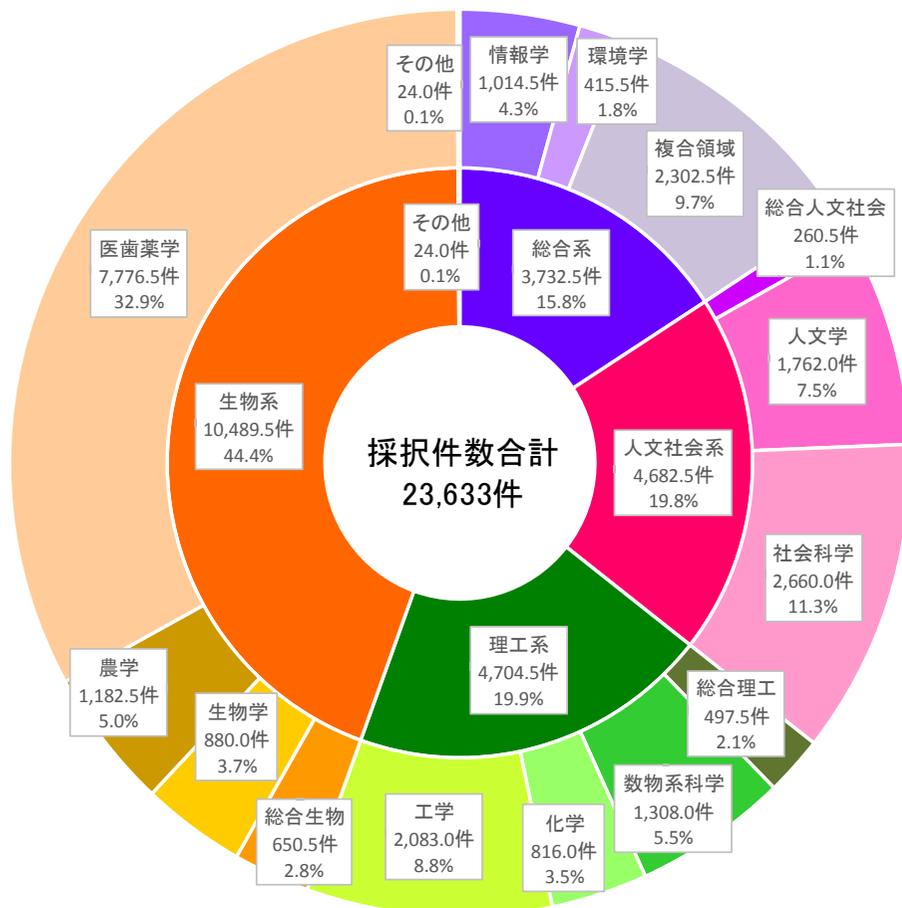
○ 応募額(直接経費)(新規+継続)



■ 国立大学 ■ 公立大学 ■ 私立大学 ■ その他

平成29年度の配分状況④(研究分野別)(新規)

系別の採択件数



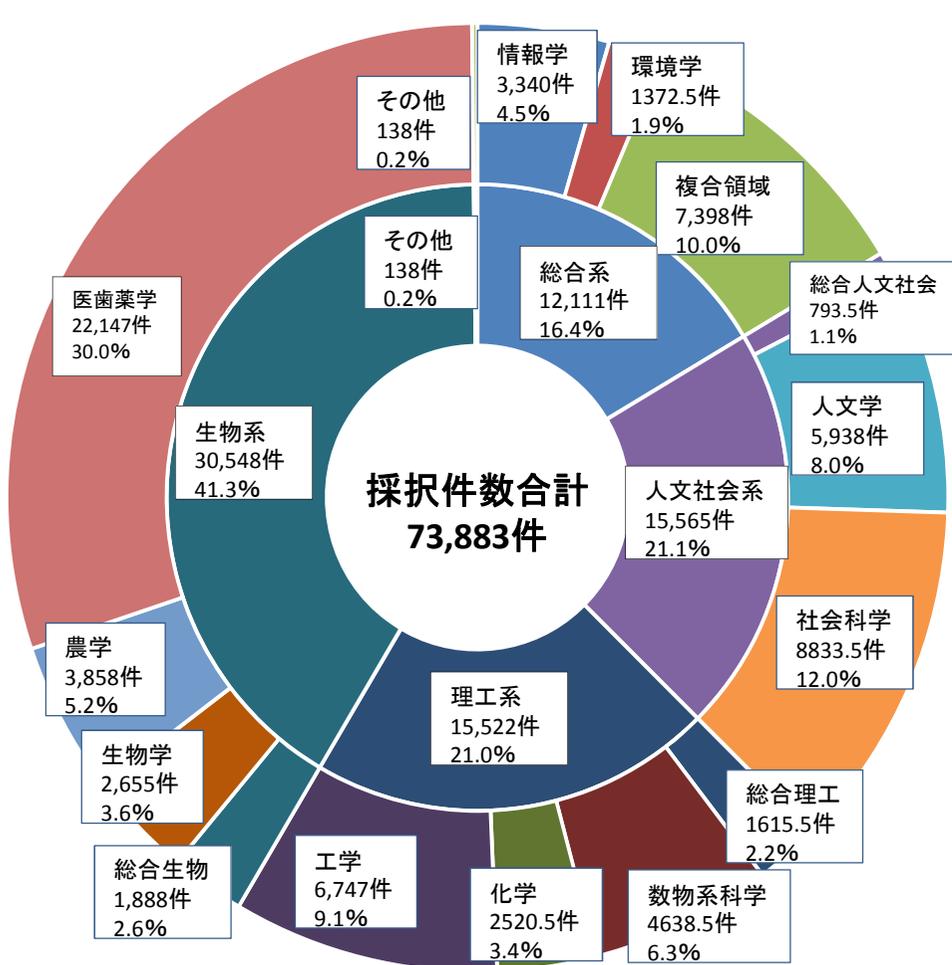
系別の配分額(直接経費)



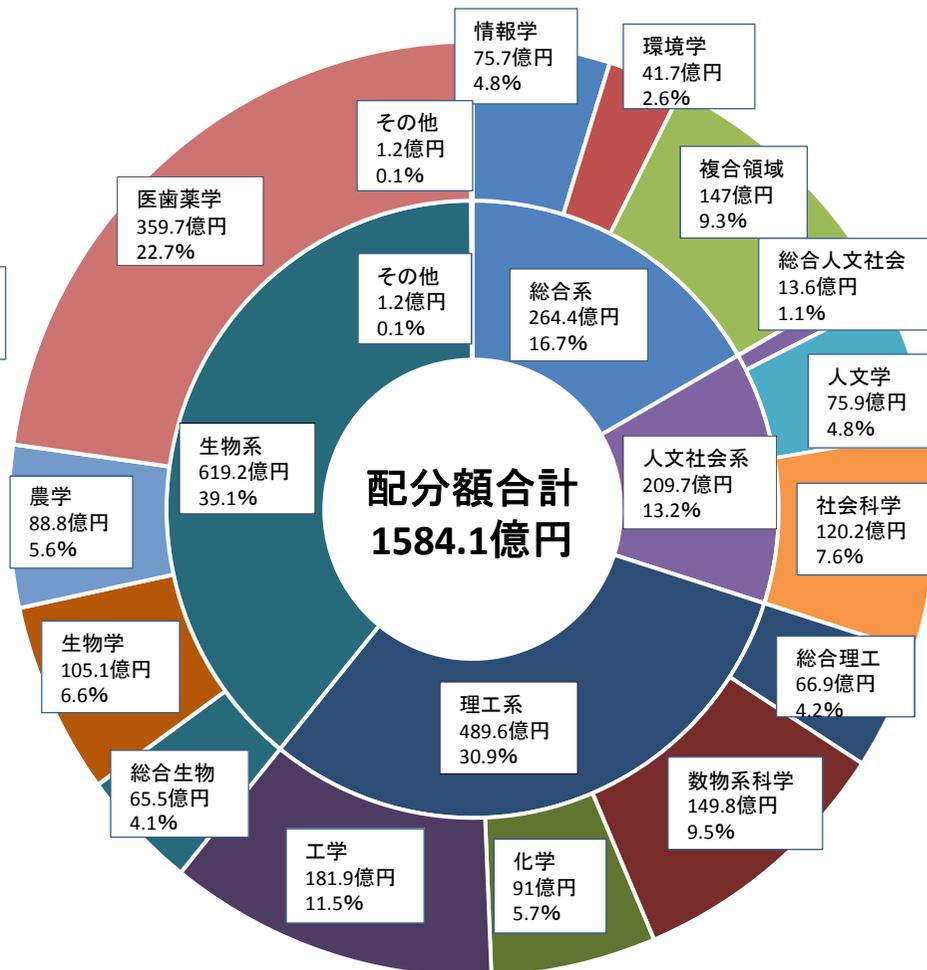
(注) 上記円グラフは、奨励研究を除く「科学研究費」により集計している。
 なお、若手研究(B)の採択課題で審査希望分野として二つの細目を選択したものについては、
 件数、配分額は按分して集計している。

平成29年度の配分状況④(研究分野別)(新規+継続)

系別の採件数



系別の配分額(直接経費)



(注) 平成29年度科学研究費のうち、「新学術領域研究(研究領域提案型)『学術研究支援基盤形成』」、「特設分野研究」、「挑戦的研究(開拓・萌芽)」及び「奨励研究」を除く研究課題について分類。

平成27年度、平成28年度の「国際共同研究加速基金(国際活動支援班)」の研究課題は、「新学術領域研究(研究領域提案型)」に含めて計上。

平成25年度以降「若手研究(B)」の新規採択課題で2つの細目を選択したものについては、件数、配分額を按分して集計。

審査委員の選考条件及び配慮事項

審査委員の選考に当たっては、学術システム研究センター研究員は、下記の事項に留意し、細心の注意を払って、適切な審査委員候補者の選定に努めています。なお、センター研究員は審査・採択そのものには関わりません。

- (1) 科学研究費助成事業の制度を理解し、かつ当該学術研究分野に精通し、公正で十分な評価能力を有する者であること
- (2) 大学教授又は准教授相当の見識を有する者であること。ただし、当該専門の事項に関し特に優秀と認められる場合には、講師又は助教相当の職にある者を選考することができる。
- (3) 精力的に研究活動に従事している者であれば、年齢は問わないものとするが、選考する審査委員の年齢構成を考慮しつつ、若手研究者の積極的登用に配慮すること。
- (4) 相当数の女性研究者を加えることに配慮すること。
- (5) 公私立大学、独立行政法人及び民間企業等の研究者の選考にも配慮すること。
- (6) 審査委員を選考するに際しては、特に、以下の点に注意すること。
 - ① 同一の研究課題を個別に審査する審査委員は、同一の研究機関に所属する者でないこと。ただし、書面審査と合議審査が同一の審査員である場合にはこの限りではない。
 - ② 各小委員会の構成は、同一の研究機関に所属する者の割合が1/3を超えないこと。
 - ③ 科学研究費委員会の複数の小委員会の審査委員を兼ねないようにすること。
 - ④ 当該審査区分において幅広い視野から審査が可能となるよう、各審査委員の審査可能区分等を考慮して選考すること。
 - ⑤ 任期を終えた審査委員は連続して選考しないこと。ただし、真にやむを得ないと判断される場合は、連続して選考することができる。
 - ⑥ 不正行為を行った者や過去に適正さを欠く審査をしたと判断される者は選考しないこと。

審査委員候補者データベース

「審査委員候補者データベース」の概要

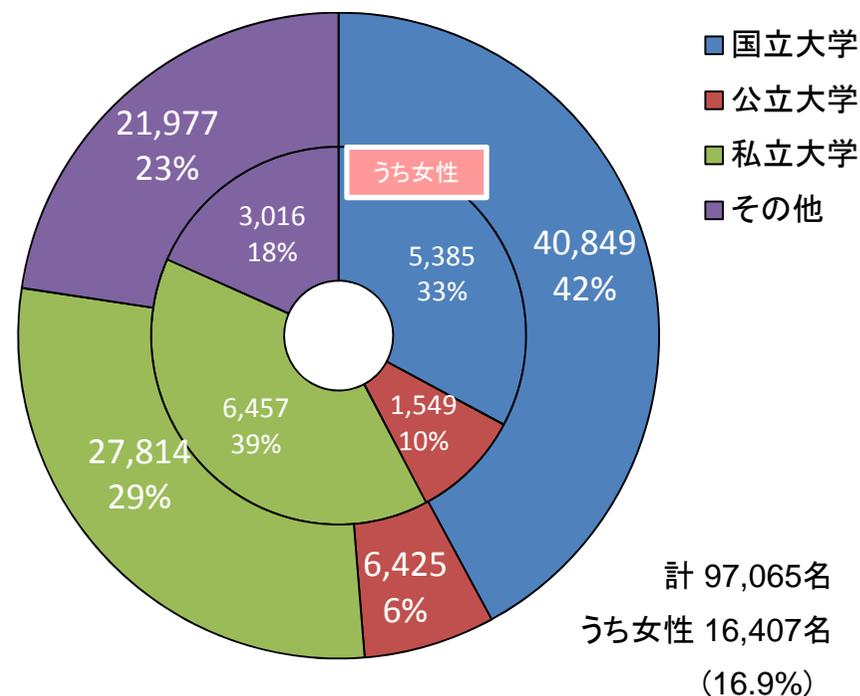
- 平成16年度から整備: 科研費の研究代表者等を毎年登録
- 科研費の研究代表者……大型の研究種目の研究代表者から順次登録
平成19年度には、平成15年度以前の研究代表者も登録
- データベースに登録している研究者の方
……年一回、ご本人によるデータの確認・更新を依頼

※ データの確認・更新は、より適切な審査委員を選考するため大変重要(通年で更新が可能)

1. 登録者数の推移



2. 機関別の登録者数



各種情報の公開

- ・ 審査委員、審査・評価規程等の公開

JSPS科研費HPの「審査・評価について」に審査委員名簿、審査・評価規程、審査の手引き等を掲載

https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/01_seido/03_shinsa/index.html

- ・ 学術システム研究センター研究員の公開

JSPS学術システム研究センターHPに掲載

<https://www.jsps.go.jp/j-center/index.html>

- ・ 応募採択状況等の公開

JSPS科研費HPの「科研費データ」に応募・採択の状況等を掲載

https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/27_kdata/index.html

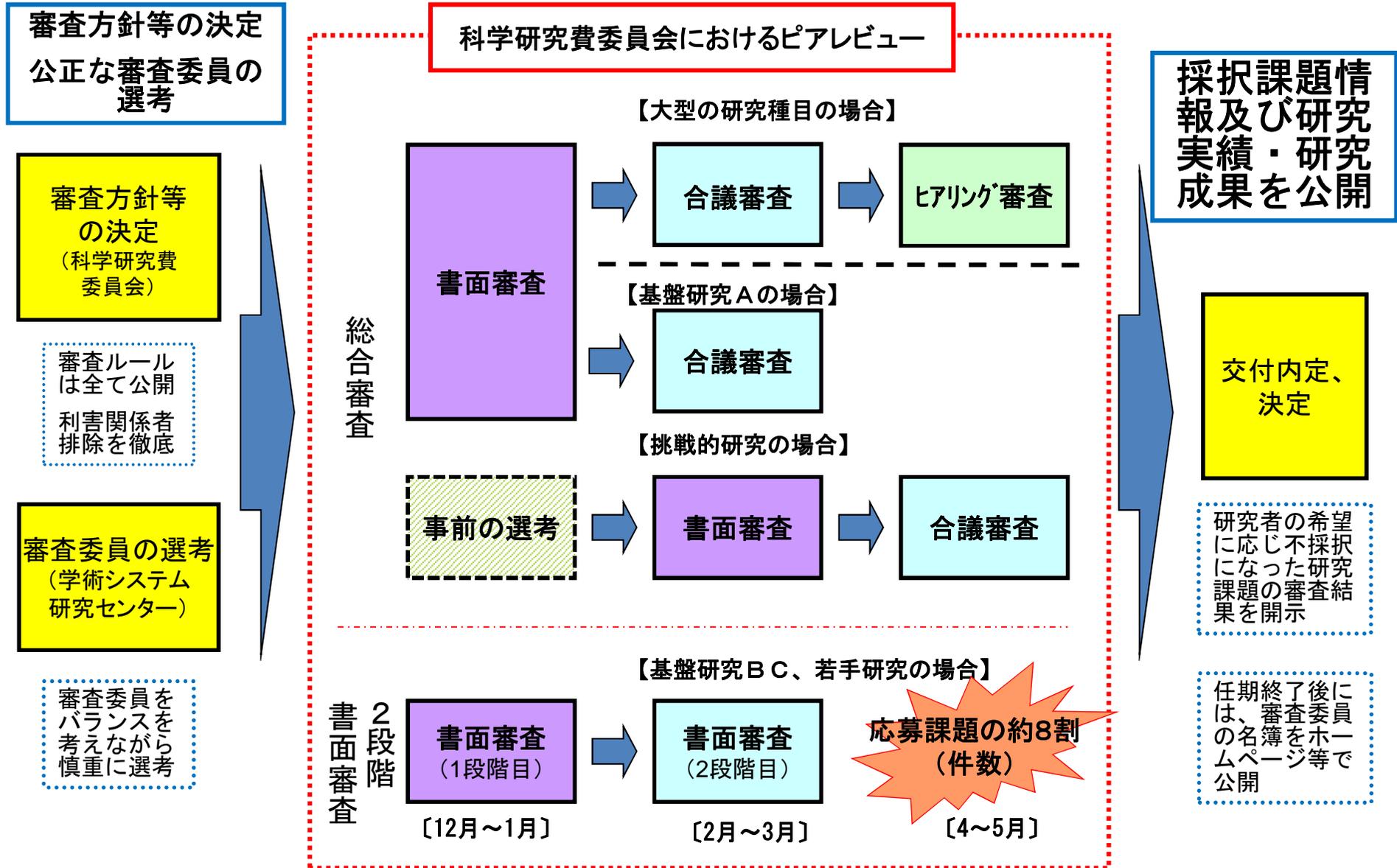
- ・ 採択課題等の公開

国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース(KAKEN)で、採択課題、研究実績報告、研究成果報告等を公開

<https://kaken.nii.ac.jp/>

科研費の審査方法

—公平・公正で透明な審査手続—



総合審査：「基盤研究（S・A）」

審査方法

審査委員全員が全ての研究課題について、書面審査を行った上で、同一の審査委員が合議審査の場で各応募研究課題について幅広い視点から議論を行う。
なお、「基盤研究（S）」では専門分野が近い研究者が作成する審査意見書を書面審査及び合議審査で活用するとともにヒアリング審査を行う。

審査委員数

6～8名

評点分布等

【書面審査】

4段階の相対評価：S（10%）、A（10%）、B（10%）、C（70%）

【合議審査】

応募研究課題について、1課題ごとにお互いの意見に対する率直な議論を納得がいくまで重ねて採否を決定。

審査結果の開示

おおよその順位と「審査結果の所見」を開示

総合審査：「挑戦的研究」

審査方法

審査委員が分担して事前の選考を行った上で、審査委員全員が全ての研究課題について、書面審査を行った上で、同一の審査委員が合議審査の場で各応募研究課題について幅広い視点から議論を行う。

（事前の選考は概要版でのみ審査。応募件数が少ない場合は実施しない。）

審査委員数

6～8名（事前の選考は3名で分担）

評点分布等

【事前の選考】

4段階の相対評価：4（10%）、3（10%）、2（10%）、1（70%）

【書面審査】（採択可能件数の2倍程度の課題を対象）

4段階の相対評価：S（採択可能件数の1/3）、A（同左）、B（同左）、C（残り）

【合議審査】

応募研究課題について、1課題ごとにお互いの意見に対する率直な議論を納得がいくまで重ねて採否を決定。

審査結果の開示

合議審査で不採択となった課題についておおよその順位と「審査結果の所見」を開示（事前の選考で不採択となった課題についてはおおよその順位を開示）

「若手研究」応募要件の変更点

若手研究者のキャリア形成に係る多様なニーズに的確に応えるため、従前の「39歳以下の研究者」という年齢制限から「博士の学位取得後8年未満の者」という学位取得後の年数による制限に変更。

	39歳以下の研究者	40歳以上の研究者
博士の学位未取得者	○ (3年程度の経過措置期間)	× (注1)
博士の学位取得後8年未満	○	○
博士の学位取得後8年以上	× (注2)	× (注2)

(注1) 応募時に博士の学位を取得しておらず、平成30年4月1日までに博士の学位を取得する見込の者は応募可能。

※ただし、博士の学位を取得できなかった場合には、採択されても交付申請を辞退。

(注2) 博士の学位取得後に取得した育児休業等（産前・産後の休暇、育児休業）の期間を考慮すると、博士の学位取得後8年未満となる者は応募可能。

同一研究者の受給回数制限は、平成29年度公募までに「若手研究（S・A・B）」を受給した回数を含めて2回まで。

「若手研究」最終年度前年度応募の対象の拡大

若手研究者の「基盤研究」等へのステップアップを促進する取組として、「基盤研究」のうち金額規模が大きい種目への挑戦に限り、4年以上の研究計画に限って可能となっている最終年度前年度応募の対象を3年の研究計画についても可能とする。

本取組による最終年度前年度応募の取扱い

	研究計画最終年度前年度に応募が可能な継続研究課題	左記の継続研究課題を基に新たに応募することができる研究種目
従前どおり	若手研究(A・B)の研究課題のうち、研究期間が4年の研究課題	基盤研究(S・A・B・C) (応募区分「特設分野研究」を除く。)
H30公募の追加措置	若手研究(A・B)の研究課題のうち、研究期間が3年の研究課題	基盤研究(S・A・B) (応募区分「特設分野研究」を除く。)

※「若手研究」以外の研究種目（特別推進研究、基盤研究）の扱いは、従前と同様に「4年以上の研究計画」が対象（応募可能な研究種目についても従前と同様）

「特別推進研究」の見直し

- 科研費の最大種目「特別推進研究」を、「**挑戦性**」を重視する観点から抜本的に見直し、成果創出の最大化を目指す（「基盤研究」種目群、「学術変革研究」種目群双方の性質を併せ持つ種目として位置付け）。

【平成30年度助成（平成29年度9月）から】

「特別推進研究」の概要

対象：国際的に高評価を得ている研究の一層の推進
研究期間：3～5年間
応募総額：5億円程度まで
助成規模：73件・56億円（平成28年度新規＋継続）
Top10%論文割合（H8-H22平均）：25%
複数回受給者の割合（H21-H27）：25%

見直しのポイント

- **「新しい学術を切り拓く真に優れた独自性のある研究」**を重点的に支援するよう明確化。
※ 「最先端の研究」の単なる継続・発展は対象外。
- **研究者の一世一代の挑戦**を支援し、助成対象の**新陳代謝を促進**。
※ 同一研究者による複数回の受給は不可（研究テーマが全く異なる場合は例外的に可）。
- **より多様で幅広い評価を行う**ために審査方式を改善。
※ 合議審査の更なる活性化（審査委員の少人数化、専門的な審査意見書の充実等）。
※ 海外研究機関に所属する研究者（海外レフェリー）の活用を推進。

【今後の検討課題】

- 研究者・評価者の双方に過度な負担のかからないように配慮しつつ、**採択後の評価の検討**。
- 受給回数制限を導入することから、**所属機関又は他の公的研究費による措置に切れ目なくつなげる方策等の検討**。

国際共同研究加速基金の内容（公募・審査）

	国際共同研究強化（A）	国際共同研究強化（B）	帰国発展研究
公募・審査等スケジュール	<p>【平成29年度公募】</p> <p>公募： 平成29年7月1日～9月5日</p> <p>審査： 平成29年12月～平成30年1月</p> <p>交付内定： 平成30年1月25日</p>	<p>【平成30年度公募】</p> <p>公募： 平成30年4月2日～5月31日</p> <p>審査： 平成30年6月～9月頃</p> <p>交付内定： 平成30年9月下旬（※）</p> <p>※応募状況によっては、交付内定の時期が遅くなる可能性があります。</p>	<p>【平成29年度公募】</p> <p>公募： 平成29年9月1日～11月8日</p> <p>審査： 平成29年12月～平成30年3月頃</p> <p>交付内定： 平成30年3月23日</p>
審査方式	<p>書面及び合議審査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10の「審査希望分野」で審査を実施 ・書面審査と合議審査を同一の審査委員が担当 	<p>総合審査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65の「中区分」で審査を実施 ・書面審査と合議審査を同一の審査委員が担当 	<p>総合審査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人文社会系、理工系、生物系の3つの「系」で審査を実施 ・書面審査と合議審査を同一の審査委員が担当 ・専門分野の近い研究者が作成する「審査意見書」を活用
応募・採択状況	<p>【平成29年度公募】</p> <p>応募件数：605件 採択件数：201件 （採択率 33.2%）</p>	<p>【平成30年度公募】</p> <p>応募件数：— 採択予定件数：最大200件程度</p>	<p>【平成29年度公募】</p> <p>応募件数：36件 採択件数：8件 （採択率 22.2%）</p>

交付内定後の各種様式の提出方法の変更について

平成30年3月8日付 事務連絡

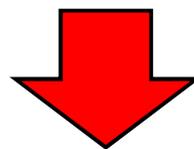
平成30年4月1日以降手続を変更する研究種目等

科研費電子申請システム(以下「電子申請システム」)に対応している以下の研究種目等

「特別推進研究」(国庫債務負担行為分除く)、「新学術領域研究(研究領域提案型)」、「基盤研究(S・A・B・C)」、「挑戦的萌芽研究」、「挑戦的研究(開拓・萌芽)」、「若手研究(A・B)」、「若手研究」、「研究活動スタート支援」、「特別研究促進費」、「特別研究員奨励費」、「国際共同研究強化」、「国際活動支援班」、「特設分野研究基金」

(変更前)

研究代表者は電子申請システムに入力し作成。作成後、印刷し研究代表者の押印の後、研究機関でとりまとめ本会に紙媒体で提出。併せて研究機関は電子申請システムのデータを本会に送信。



(変更後)

研究代表者は電子申請システムに入力し作成。研究機関は電子申請システムのデータをとりまとめ、本会に提出(送信)。

※書類への押印、本会への紙媒体の提出は不要

※研究機関代表者から本会理事長宛ての様式(表紙等)は廃止

研究組織の変更について（連携研究者の廃止）①

現在、科研費における研究組織は、主に研究代表者、研究分担者、連携研究者、研究協力者から構成することとしていますが、このうち、連携研究者については、「科学研究費助成事業の審査システム改革について」（平成29年1月17日科学技術・学術審議会学術分科会）において、多数の連携研究者の参画により研究組織の肥大化が懸念される等の理由により、その在り方等について整理を要するとされていたところです。

こうした状況を踏まえ、本年1月26日に開催された研究費部会における審議の結果、連携研究者を廃止し、現行の研究協力者に統合すべきと整理されましたので、本年4月1日以降従来の連携研究者を廃止しました。

そのため、平成30年4月1日以降の研究遂行に当たり、連携研究者であった者を研究分担者に変更する必要がある場合は、研究組織を見直した上で交付申請等の手続を適切に行ってください。

【参考】

研究費部会（平成30年1月26日開催）

資料3-1 研究組織及び研究計画調書の見直しについて（平成29年10月20日科研費改革に関する作業部会）（抜粋）

資料3-2 研究組織の見直しについて

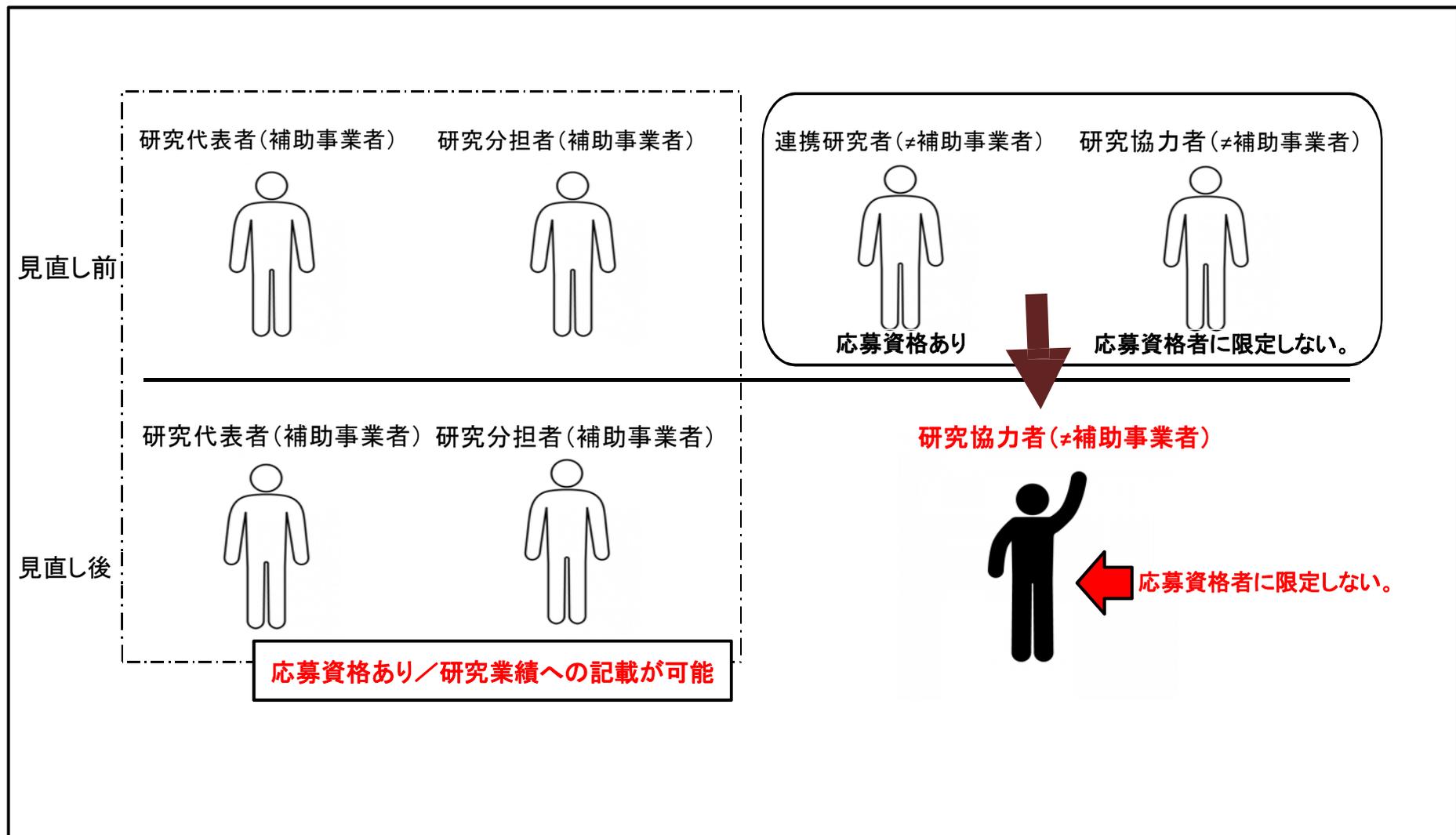
科研費における現行の研究組織（H29.9.1公募のH30年度科研費）

区分	補助事業者	応募資格	研究業績欄への記載	代表者交替	分担金の配分	不正使用に関する責任	論文等への記載	エフォート記載	重複制限
研究代表者	○	○	○	△※1		○	○	○	○
研究分担者	○	○	○	×	○	○	○	○	△※2
連携研究者	×	○	×	×	×	×	○	×	×
研究協力者	×	×	×	×	×	×	○	×	×

※1...新学術の一部と特別研究員奨励費（外国人）のみ可能。 ※2...特推、新学術のみ。

研究組織の変更について（連携研究者の廃止）②

現行の「連携研究者」と「研究協力者」を統合



科研費制度・運用上の主な改善一覧（1）

年度	事項
H8	○不採択課題の審査所見の開示を開始（特別推進研究、重点領域研究）
H10	○「特定領域研究」の中間・事後評価結果及び評価基準の公表を開始
H11	○「国際学術研究」を「基盤研究」に統合。外国旅費等について、使用制限を大幅緩和 ○日本学術振興会に審査・交付業務の移管を開始
H13	○基盤研究(S)を創設 ○間接経費の措置を開始（特推、基S・A等） ○直接経費から研究支援者の雇用を可能とした
H14	○継続的・安定的に研究費を交付するため、研究計画終了前年度応募の仕組みを新設 ○基盤研究等において、不採択課題の審査結果の開示を開始 ○研究支援者の年度末までの雇用を可能とするため、実績報告書の提出期限を延伸
H15	○日本学術振興会に学術システム研究センターを新設 ○繰越制度を導入 ○育児休業等に伴い、研究中断制度を新設 ○不正に使用した研究者に、応募資格停止のペナルティーを導入

年度	事項
H16	○科研費ルールの整理・見直し、研究者及び研究機関向けのハンドブックを新たに作成 ○日本学術振興会に審査委員DBを構築し、配分機関による審査委員選考を開始 ○基盤研究等の書面審査に、電子審査システムを導入
H17	○基盤研究等の応募手続きに、電子申請システムを導入
H18	○研究実績報告書の提出期限を5月末に延伸
H19	○ガイドラインを踏まえ、機関管理・監査体制の整備を応募要件化
H20	○研究成果報告書(冊子体)を廃止し、KAKENデータベースで公表 ○若手研究の年齢対象を37歳以下から39歳以下へ変更 ○用途制限のない他の経費との合算使用を可能に変更 ○費目間変更可能な範囲を総額の30%から50%未満に制限を緩和
H21	○若手研究へ受給回数制限の導入 ○繰越申請手続きの簡素化を実施 ○電子申請システムとe-Radのログイン機能を統合

科研費制度・運用上の主な改善一覧（2）

年度	事項	年度	事項
H22	<ul style="list-style-type: none"> ○応募資格の変更(学生を応募資格から除外) ○科研費被雇用者の応募資格の取扱を明確化 ○電子申請システムを利用して、審査結果の情報を開示 	H26	<ul style="list-style-type: none"> ○日本学術振興会特別研究員(SPD・PD・RPD)に間接経費を措置 ○科研費の全ての交付業務を日本学術振興会に移管
H23	<ul style="list-style-type: none"> ○基金化の導入(基盤(C)、挑戦的萌芽研究、若手(B)) ○「競争的資金」の使用ルール等の統一化及び簡素化・合理化 	H27	<ul style="list-style-type: none"> ○「国際共同研究加速基金」を創設 ○「特設分野研究基金」を創設 ○基盤(B)・若手(A)の一部基金を取りやめ、補助金化
H24	<ul style="list-style-type: none"> ○一部基金化の導入(基盤(B)、若手(A)) ○複数の科研費やその他の経費を合算して、設備の共同購入ができるように変更 ○科研費ロゴタイプを制定 ○不正使用の交付制限期間2～5年を1～10年に変更 	H28	<ul style="list-style-type: none"> ○「挑戦的研究(開拓、萌芽)」を創設
H25	<ul style="list-style-type: none"> ○科学研究費補助金に「調整金」の枠を設定 ○繰越申請手続きに電子申請システムを導入 	H29	<ul style="list-style-type: none"> ○従来の「分科細目表」を廃止し、新たな審査区分及び審査方式を導入(科研費審査改革2018の実施) ○若手研究の応募要件を39歳以下という年齢制限から博士号取得後8年未満に見直し ○特別推進研究に、受給回数制限を設定 ○「若手研究(B)」の新規採択者から「独立基盤形成支援」の配分を行う仕組みを試行的に導入 ○「特設分野研究」の新規設定を停止し、「挑戦的研究」の審査区分として「特設審査領域」を設定 ○交付手続きのペーパーレス化を推進 ○連携研究者を廃止し、研究協力者に統合

科研費への「基金化」導入について

○複数年間の研究期間全体を通じた研究費が確保されているため、研究費の柔軟な執行が可能

- ◆研究の進展に合わせた研究費の前倒し使用が可能
- ◆事前の繰越手続きなく、次年度における研究費の使用が可能
- ◆年度末の会計処理を意識することなく、研究を進めることが可能
会計年度による制約がなくなるため、前年度に発注した物品が翌年度に納品されることが可能



「調整金」枠の導入について

「調整金」の特徴

- 平成25年度予算において、基金化されていない科学研究費補助金部分の使い勝手を向上させるため設定。
- これにより、研究費の「前倒し使用」、一定要件を満たす場合の「次年度使用」が可能。
- ※ 研究費を次年度に持ち越して使用する場合は、まずは繰越しによって対応することが基本。



前倒し使用

当該年度の研究が加速し、次年度以降の研究費を前倒して使用することを希望する場合には、当該年度の調整金から前倒し使用分の追加配分を受けることが可能。

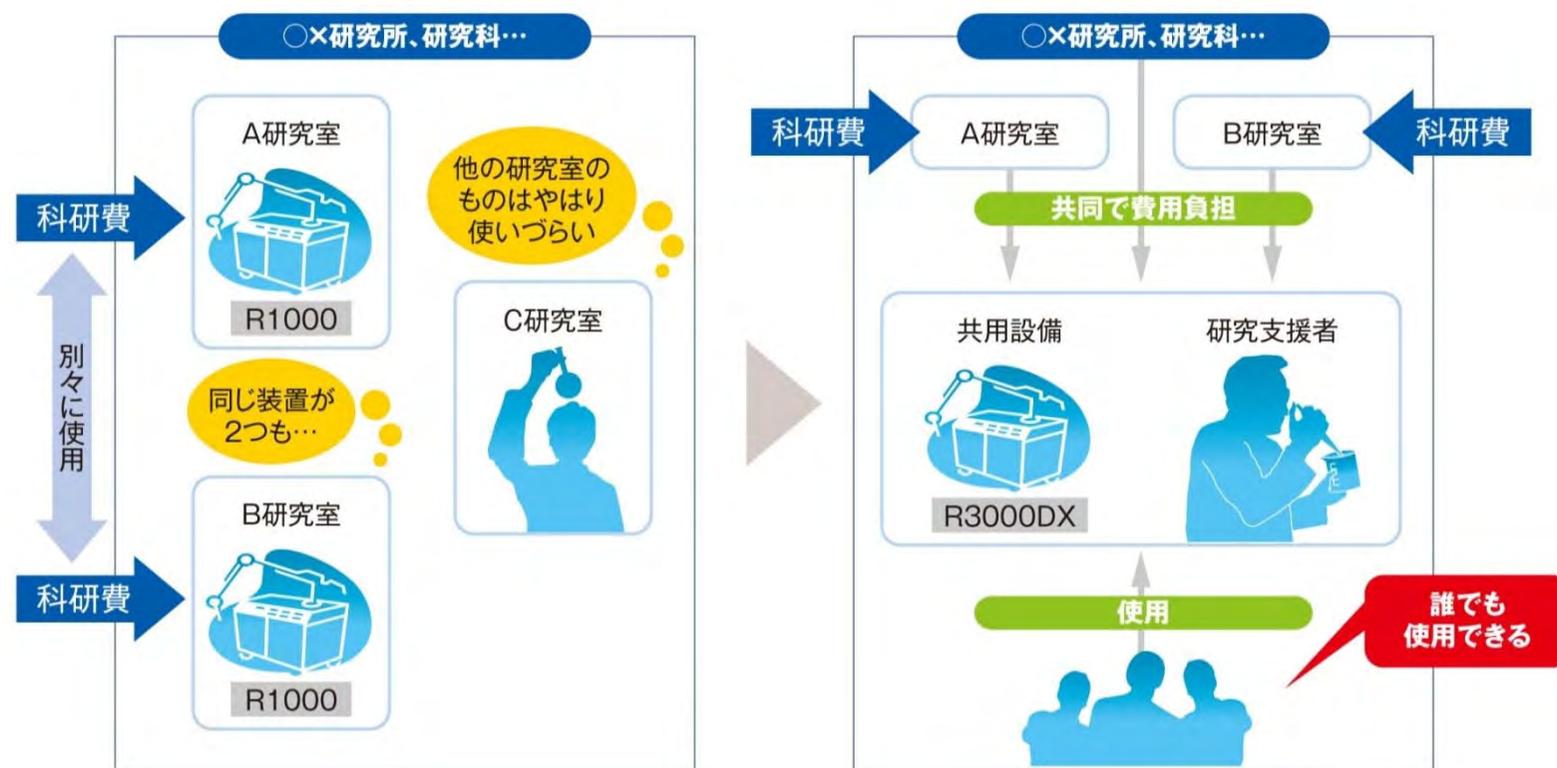
次年度使用

研究費を次年度に持ち越して使用する場合、まずは繰越し制度によって対応することが基本。ただし、繰越し制度の要件に合致しない場合や繰越し申請期限以降に繰越し事由が発生した場合、これを一旦不用として国庫に返納した上で、次年度の調整金から原則として未使用額全額を上限として配分を受け、使用することが可能。

※詳細は文科省HP (http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1330870.htm)を参照

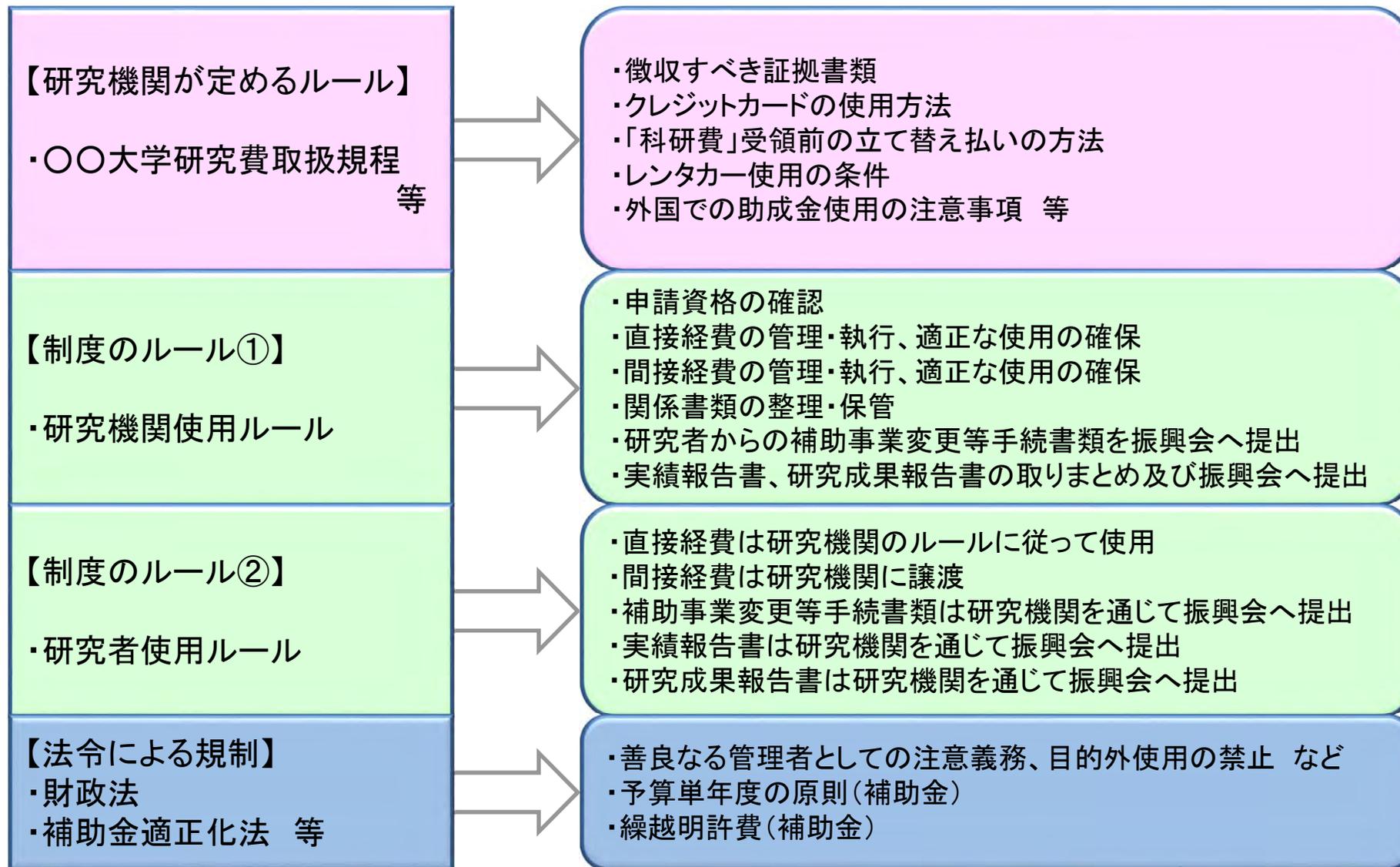
複数の科研費の合算による共用設備購入について

- 平成24年度から、複数の科研費やその他の経費を合算して共用設備を共同で購入できるようにした。
- 研究費使用の効率化や、これまで単独では購入が難しかった高額な機器を共用設備として購入することが可能になるなどの研究費使用の自由度の向上により、より一層の研究の進展が期待。



※科研費単独で購入した設備についても、その研究に支障がない限り、別の研究に使用することが可能。

使用ルールの階層構造



研究機関による「科研費」の管理～機関管理～

研究費は採択された研究課題の研究代表者に対して交付されますが、研究の実施に専念してもらうため、研究機関が責任をもって管理することとしています。

○ 研究者使用ルール(補助条件(交付条件))

- 研究機関に各研究機関が行うべき事務等に従って補助金(助成金)の管理を行わせる

○ 機関使用ルール(各研究機関が行うべき事務等)

- 研究者に代わり、補助金(助成金)(直接経費)を管理する。本規程に定めのない事項については、「研究機関における公的科研費の管理・監査のガイドライン」等を踏まえ、各機関が定める規程等に従って適切に行う



現在、研究機関が自ら定める科研費に関するルールが、直接経費の使い勝手に大きく影響している。

科研費の適切な執行管理①

基金なのに・・・

- 年度末の発注期限が厳しくて使いにくい。
- 年度をまたいで発注出来ない。

● 基金化の趣旨は十分生かされていますか？

■ 科研費(基金分)については、研究機関において年度ごとに使用期間を設定したり、年度をまたいだ科研費の使用を不可とすることのないよう**基金化の導入の趣旨にのっとりた運用の徹底**を図ってください。

<参考>

「科学研究費補助金等の適正な使用の確保に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」
(平成25年11月 総務省) URL:http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/79762.html

科研費の適切な執行管理②

いまだに・・・

- 科研費の年度末に偏った執行が見受けられる。
- 最終年度の最後に高額な物品を購入している。

● 無理・無駄な使い方をしていませんか？

- 科研費の**執行状況を定期的に把握**し、必要に応じて**繰越し制度や調整金制度を活用**しつつするなど、研究費が計画的に執行されるよう適切な執行管理を行ってください。
- 繰越し制度や調整金制度を活用してもなお補助事業期間終了の一定程度前の時点において、研究費に残額が生じる可能性がある場合には、物品発注の適切性について、研究機関において厳正に判断し、研究費を無駄に使い切ることなく、研究費の返還を行ってください。なお、**返還するにあたりその後の審査や交付で不利益な扱いを受けることはありません。**
- 返還は実績報告書の提出だけで**特別な手続きは必要ありません。**

研究成果報告書の提出について

- ①研究成果報告書の提出は補助条件・交付条件で義務付けていることから、研究終了後に正当な理由もなく研究成果報告書を提出しない研究者には、新たな科研費を交付しません。
- ②研究終了後に正当な理由もなく研究成果報告書を提出しない場合には、交付決定の取消し及び返還命令を行う場合があります。
- ③各研究機関が行うべき事務の一つとして、研究成果報告書の提出確認や提出遅滞の場合の取り扱いを使用ルール等で明記しています。

研究成果報告書は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）<https://kaken.nii.ac.jp/>で公開されます。

不正使用等の防止に関する取組（1）

ガイドライン策定の経緯

- 平成18年12月：「研究費の不正対策検討会」（科学技術・学術政策局長決定）において、「研究費の不正対策検討会報告書」を取りまとめ
- 平成18年8月：総合科学技術会議において、「**公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）**」を策定
- 平成19年2月：**文部科学省**において、「**研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）**」を大臣決定、通知。

不正使用等を引き起こす要因

1. 研究者の意識の問題

- 自ら獲得した研究費＝自分のお金であるという誤った認識
- 研究遂行の為に不正もやむを得ず
- 公金であるという基本認識の欠如

2. 研究機関の組織の問題

- 機関内の責任体系
 - 機関内ルール
 - 不正防止推進部署の設置
 - 発注・検収のチェックシステム
 - 内部監査・モニタリング
- 等が不十分

3. 競争的資金等の制度・運用に関する問題

- 研究費の柔軟かつ効率的な執行が必要
 - ・単年度会計主義
 - ・繰越、費目間流用制限
 - ・制度間で異なるルール

不正使用等の防止に向けた取組

不正者に対する罰則の強化等

- 不正者に対する罰則の強化等
 - ・応募資格停止の措置（最大5年間）【科研費,H15】
 - ・機関管理の義務づけ【科研費,H16】
 - ・文部科学省の応募資格停止の一斉適用【文科省,H16】
 - ・府省共通の応募資格停止の一斉適用【関係府省,H17】
 - ・府省共通の応募資格制限期間の厳罰化【関係府省,H24】
 - ・研究者氏名を含む不正事案の公表【文科省,H26】

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）の策定（H19.2）【文科省】

※H26年2月に改正

- ガイドラインに基づく**研究機関の体制整備状況の確認**
 - ・機関に対し、体制整備の実施状況報告書の提出を要請
 - ・分析結果報告書の作成・公表
 - ・現地調査の実施（H28:25機関、H24:14機関、H23:61機関、H22:65機関）
- 研究機関の事務担当者に対する研修会**を毎年開催
- 履行状況調査**（H28:361機関、H27:53機関、H26:54機関、H25:36機関、H24:18機関）
- 機動調査**（H27:1機関）
- フォローアップ調査**（H28:1機関、H27:2機関）
- 特別調査**

競争的資金の制度改革に向けた取組

- 平成23年度科学・技術施策重要アクション・プラン**【CSTP+関係府省】
 - ・繰越手続きの簡略化・弾力化
 - ・費目の統一化
 - ・費目間流用制限の緩和
- 科学研究費助成事業の一部基金化**【科研費、H23～】、**調整金の導入**【科研費、H25～】
 - ・単年度会計の制約を無くし、複数年度にわたり柔軟な執行が可能な基金化を実現
 - ・研究費の前倒し使用や次年度使用を可能にする「調整金」を導入

不正使用等の防止に関する取組（2）

【不正使用事案にみる日頃の業務におけるリスク】平成29年8月10日 メール連絡

○組織としてガイドラインの求める体制整備はできていたが、一部の部署において、**運用面の不手際が遠因となり、不正使用につながった事案**の紹介。

- ・出張予定等について、研究室での情報共有不足があった。
- ・書類の事前提出のルールを守らない当該教員に対して、事務から再三注意喚起はしていたものの長期間容認していた。
- ・旅費担当と勤務管理担当の間など、事務の担当部署間での情報共有不足があった。

→日頃の業務において、運用面の不手際を見つけた際は、関係者で情報を共有し、その不手際にどのようなリスクがあるのかを確認した上で、是正するなど不正使用の防止を要請。

現状の運用体制の確認が必要

【国立大学法人及び大学共同利用機関法人における研究費の管理・使用について】平成29年3月24日 事務連絡

- 各機関における**研究者等の負担軽減及び事務の効率化を図るため、事務処理に関する基準を提示。**
- 研究者等と事務局の円滑なコミュニケーションを要請。**
(窓口の設置、アンケートの実施など、研究者等が意見・要望等を出しやすい環境の整備)
- 不正を行った研究者等には**厳しいペナルティが課せられることの周知を要請。**

■研究機関向けコンテンツ■

以下のコンテンツを文部科学省ホームページに掲載しております。各大学におかれては、これらのコンテンツも活用しながら、大学の性格や規模、コストやリソース等を考慮して、実効性のある取組が実施されることを期待します。

- ・【研究機関における不正使用事案について】 http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364866.htm
- ・【公的研究費に係る不正事例】(研究機関におけるコンプライアンス教育用) http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1368865.htm
- ・【「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に係るコンプライアンス教育用コンテンツ】
http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1350200.htm
- ・【履行状況調査における主な取組事例(抜粋)】 http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1355852.htm
- ・【文部科学省に対する不正使用事案に係る指摘事項について】 http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364875.htm

※文部科学省HP右上の検索欄にて
【 】内のタイトルを入力・検索すると
簡単にアクセス可能です。

各大学におかれては、研究費不正の防止に向けて、万全の体制の構築と、全教職員への周知徹底をお願いします

不正使用等の防止に関する取組（3）

＜科研費における不正使用防止のための主な取組＞

科学研究費助成事業(科研費)の不正使用等の防止及び適正な執行を図るための取組・通知等

(1)科研費の管理体制の整備

①. 機関管理の義務化(平成16年度～)

- 研究機関による科研費の管理について、雇用契約・就業規則・個別契約等で規定
- 研究機関による研究者・事務職員を対象とした研修会、説明会の開催
- 研究機関における交付件数に対する一定割合(概ね10%)以上の内部監査の実施

②. 「研究機関の公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく体制整備等の状況報告書」の提出を応募要件化

(平成20年度分の公募から ※平成24年度以降は「体制整備等の自己評価チェックリスト」)

(2)文部科学省及び日本学術振興会による経費管理体制等に関するチェック機能の強化等

①. 不正使用防止に向けた新たな対策を取りまとめた通知の発出(平成18年11月28日)

- 不正行為を防止するための研究機関の自主的な経費管理・監査体制の整備を義務化
- 科研費の経理管理責任者の登録を義務化
- 全ての採択者に対し、「不正行為を行わない」旨の誓約を確認
- 文部科学省及び日本学術振興会による実施調査の実施
- 研究機関に対するペナルティー（間接経費の減額査定等）の導入 等

不正使用等の防止に関する取組（４）

- ②. 「研究機関における管理・監査のガイドライン(実施基準)」の改正に基づく、研究機関における体制整備の不備や、不正事案の調査報告の遅延による間接経費の削減を導入(平成26年度～)

〈参考〉機関使用ルール(平成26年度)

【間接経費の削減】

4-10 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づいて、文部科学省又は日本学術振興会から、間接経費措置額の一定割合削減が通知された場合には、文部科学省又は日本学術振興会の指示に従うこと。

- ③. 研究機関としての不正使用に係る補助金の返還義務を機関使用ルールに規定(平成26年度～)

〈参考〉機関使用ルール(平成26年度)

【不正使用等に伴う補助金の返還等】

4-9 補助金の不正使用又は不正受給があった場合には、当該補助金を返還するとともに、日本学術振興会の指示に従って、間接経費を返還すること。また、不正使用又は不正受給の再発を防止するための措置を適切に講じること。

(3)不正使用等を行った者へのペナルティーの導入

- ①. 応募資格を一定期間停止する措置の導入(平成15年度導入、平成24年度改正)
- ②. 不正使用等が認定された研究者について、氏名を含む不正の概要を原則公表(平成26年度公募分～)

(4)不正使用防止のためのルールの周知

- ①. ハンドブック(研究者用、研究機関用)の作成、配布及び文部科学省及び日本学術振興会HPへの掲載
- ②. 説明会の開催
- ③. 科研費電子申請システムによる交付申請時等に、適正な研究費の使用等に関するチェックリストの確認を義務付け(平成26年度～)

不正使用を行った研究者に対する応募資格の制限等について

平成24年度の「競争的資金の適正な執行に関する指針」の改正において、特に悪質な不正使用の事案に対しては厳しく対処するとともに、不正使用の内容に応じて、応募資格を制限することとした。

なお、私的流用の場合の10年等、従前より応募資格の制限期間が長くなるものについては、平成25年度の事業以降(継続課題も含む)で不正使用を行った場合に適用する。

応募制限の対象者	不正使用の程度と応募制限期間	【参考】改正前の応募制限期間
不正使用を行った研究者と共謀者	私的流用の場合、10年	5年
	私的流用以外で <ul style="list-style-type: none"> ①、社会への影響が大きく、行為の悪質性も高い場合、5年 ②、①及び③以外の場合、2～4年 ③、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低い場合、1年 	2～4年
不正受給を行った研究者と共謀者	5年	— (科研費は5年)
善管注意義務違反を行った研究者	善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年	— (科研費は2年)

※社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合は、応募資格制限をせず、嚴重注意を通知する。

(参考)内閣府HP:

http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin1_tekiseisikkou.pdf

【不正事案の公表について】

平成26年度以降の文部科学省関連の競争的資金制度において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、応募資格が制限された研究者については、**当該不正の概要を文部科学省のHPにおいて公表**する。

不正行為の防止に関する取組

< 科研費における不正行為防止のための主な取組 >

科学研究費助成事業(科研費)の不正行為の防止のための取組等

(1)「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」を踏まえた研究機関の規程整備等の義務付け
(平成19年度～)

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえた研究機関の規程整備等の義務づけ(平成27年度～)

(2)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに基づく取組状況に係るチェックリスト」の提出を応募要件化(平成29年度公募分～)

(3)不正行為を行った者等へのペナルティーの導入

①. 応募資格を一定期間停止する措置の導入(平成19年度導入)

②. 不正行為が認定された研究者について、氏名を含む不正の概要を原則公表(平成26年度公募分～)

(4)不正行為防止のためのルールの周知

①. ハンドブック(研究者用、研究機関用)の作成、配布及び文部科学省及び日本学術振興会HPへの掲載

②. 説明会の開催

③. 科研費電子申請システムによる交付申請時等に、研究活動の公正性の確保等に関するチェックリストの確認を義務付け(平成26年度～)

④. 「機関使用ルール」に研究機関が研究倫理教育を実施することを規定(平成27年度)

⑤. 「研究者使用ルール」に研究機関が実施する研究倫理教育を受講しなければならない旨を規定(平成27年度)

⑥. 研究倫理教育の受講等を交付申請前までに行うことを交付申請要件化(平成28年度公募分～)

○不正行為を行った研究者に対する応募資格の制限等について

【不正行為認定者を交付対象から除外する期間】

不正行為に係る応募制限の対象者		不正行為の程度	応募制限期間	
不正行為に関与した者	ア) 研究当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	イ) 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	ウ) ア)及びイ)を除く不正行為に関与した者			2～3年
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

「競争的資金の適正な執行に関する指針」(平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成29年6月22日改正)

科研費における研究倫理教育の受講等について

【研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文科科学大臣決定)より】

配分機関：競争的資金等により行われる研究活動に参画する全ての研究者に研究倫理教育に関するプログラムを履修させ、研究倫理教育の受講を確実に確認

○平成28年度新規課題から、研究倫理教育の受講等を、
交付申請要件としました。

【研究代表者】

- 交付申請前までに、自ら**研究倫理教育教材の通読・履修**、または研究機関が実施する**研究倫理教育を受講**すること
- 研究分担者がいる場合には、研究分担者から、
 - ①応募時までに、当該研究課題の交付申請前までに、研究倫理教育の受講等を行う旨が明記された「研究分担者承諾書」を徴すること
 - ②交付申請前までに、研究分担者が研究倫理教育の受講等を行ったことを確認すること

【研究分担者】

- 研究代表者に、交付申請前までに研究倫理教育の受講等をする旨が明記された「研究分担者承諾書」を提出すること
- 交付申請前までに、自ら**研究倫理教育教材の通読・履修**、または研究機関が実施する**研究倫理教育を受講**すること
- 研究代表者が交付申請を行うまでに、研究倫理教育の受講等を行い、受講等をした旨を研究代表者に報告すること

- ✓ 平成30年度継続課題では、平成27年度中又は交付申請前に研究倫理教育の受講等をする事としていたため、改めて研究倫理教育の受講等を行う必要はない。(分担者を新たに追加する場合を除く。)

【参考】研究倫理教育教材の例(1) — Green Book

日本学術会議 提言

「研究活動における不正の防止策と事後措置－科学の健全性向上のために－」(平成25年12月26日)

「すべての研究者が不正行為や利益相反への対処を含めた『科学者の行動規範』を学習し、それに基づいて行動するように、研究機関や学会等において研究倫理に関する研修プログラムを開発して実施することが必要」

日本学術会議
の連携・協力

日本学術振興会

「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」(通称:Green Book)を編集・出版

- 研究者が知っておくべき事柄や研究の進め方などの基盤知識をとりまとめ
- HP(<http://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html>)でテキスト版もダウンロード可能

英語版

(平成27年5月)



日本語版

(平成27年3月)

(構成)

- I 責任ある研究活動とは
- II 研究計画を立てる
- III 研究を進める
- IV 研究成果を発表する
- V 共同研究をどう進めるか
- VI 研究費を適切に使用する
- VII 科学研究の質の向上に寄与するために
- VIII 社会の発展のために

【参考】研究倫理教育教材の例(2) — eL CoRE

「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」(*Green Book*)をもとにした「研究倫理eラーニングコース(e-Learning Course on Research Ethics[eL CoRE])」を提供(日本語版、英語版)

<https://www.netlearning.co.jp/clients/jsp/top.aspx>



JAPAN SOCIETY FOR THE PROMOTION OF SCIENCE
日本学術振興会

受講者ログイン/
Enrollee Login

User ID

Password

ログイン(Log in)

ユーザID・パスワードを忘れた場合はこちら
Forgot your User ID or password?
管理者ログインはこちら

- HOME
- 新規登録(個人)/
New Registration
(individuals)
- 新規登録(団体)
- 推奨環境/Requirements
- 操作マニュアル/
Course Manual
- よくあるご質問

研究倫理eラーニングコース(e-Learning Course on Research Ethics)[eL CoRE]

研究倫理eラーニングは、『科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—』をもとに、時間と場所を選ばずに研究倫理を学修できるよう作成したeラーニング教材です。

本eラーニングは、人文学・社会科学から自然科学までのすべての分野の研究に関わる者が、どのようにして科学研究を進め、科学者コミュニティや社会に対して成果を発信していくのかといったことについて、エッセンスになると思われる事柄を整理しまとめたものです。研究を進めるにあたって知っておかなければならないことや、倫理綱領や行動規範、成果の発表方法、研究費の適切な使用など、科学者としての心得が示されています。

【本eラーニングの特長】

- 特長1
どなたでも無料で受講できます。
- 特長2
団体受講・管理が可能です。
- 特長3
事例で学ぶため、理解が深まります。

受講にあたって年齢・学歴・職業・資格等の条件はありません。個人での受講登録は [こちら](#)

複数名の受講を一括申込できます。管理者は受講者の進捗状況を専用画面でチェックできます。団体の受講登録は [こちら](#)

平均所要時間は約90分です。アニメーションをメインとした教材で、修了すると修了証書が発行されます。

Japanese

English



43

謝辞 (Acknowledgment) について

○ 科研費により得た研究成果を発表する場合は、科研費により助成を受けたことを必ず表示してください。

○ 謝辞 (Acknowledgment) に、科研費により助成を受けた旨を記載する場合には、
「JSPS KAKENHI Grant Number JP8桁の課題番号」
を必ず含めてください。

この記載方法を
必ず守ってください。

○ 謝辞 (Acknowledgment) の記載例は次のとおりです。

- 論文に関する科研費が一つの場合 (課題番号「24067890」)

【英文】: This work was supported by JSPS KAKENHI Grant Number JP24067890.

【和文】: 本研究はJSPS 科研費 JP24067890 の助成を受けたものです。

- 論文に関する科研費が複数 (三つ) の場合
(課題番号「23056789」, 「24067890」, 「15H34567」)

【英文】: This work was supported by JSPS KAKENHI Grant Numbers JP2356789, JP24067890, JP15H34567.

【和文】: 本研究はJSPS 科研費 JP23056789, JP24067890, JP15H34567 の助成を受けたものです。

科研費論文のオープンアクセス化について

論文のオープンアクセス化とは：

誰でもWebを通じて無料で自由に論文へアクセスできるようにすること

研究論文のオープンアクセス化が推進すると・・・

(1) 学術研究の発展

- ・学術情報を制約なく流通・入手することが可能
- ・学術研究の発展に寄与

(2) 研究者自身にとって

- ・研究成果に関する情報発信力の向上等

世界では・・・

- ・ 研究論文のオープンアクセス化は急速に拡大
- ・ 公的な研究助成を行うファンディング・エージェンシーの多くが、オープンアクセスを義務化・推奨

オープンアクセスの主な方法

- ①機関リポジトリへの掲載 又は セルフアーカイブ
- ②研究コミュニティや公的機関開設Webへの掲載
- ③その他(オープンアクセスジャーナルへの掲載)



可能な範囲で、科研費論文のオープンアクセス化の推進を考慮願います。

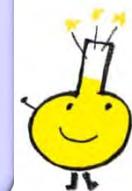
科研費の研究成果の普及・啓発



ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI

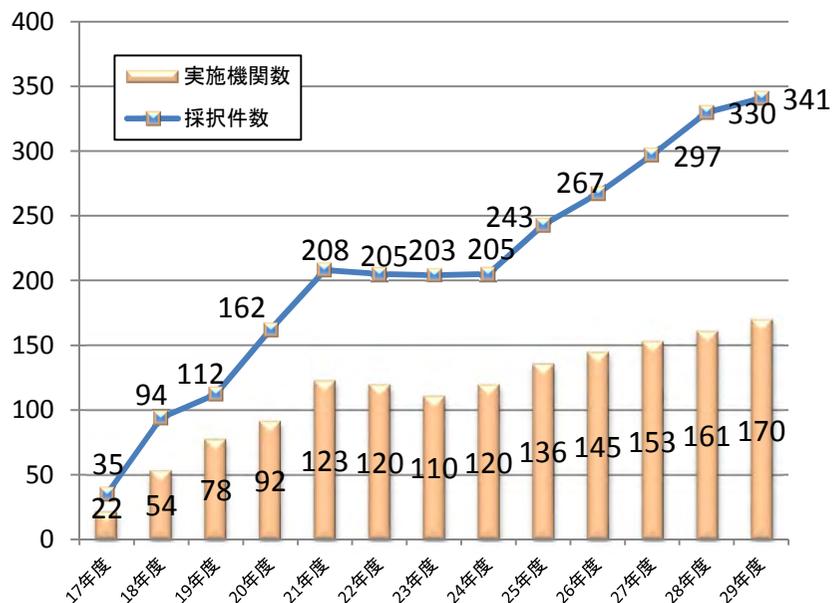
(研究成果の社会還元・普及事業)

目的・・・研究者が科研費による研究について、その中に含まれる科学の興味深さや面白さを、児童・生徒(小学生5・6年生～高校生)に分かりやすく発信し、学術の振興を図る



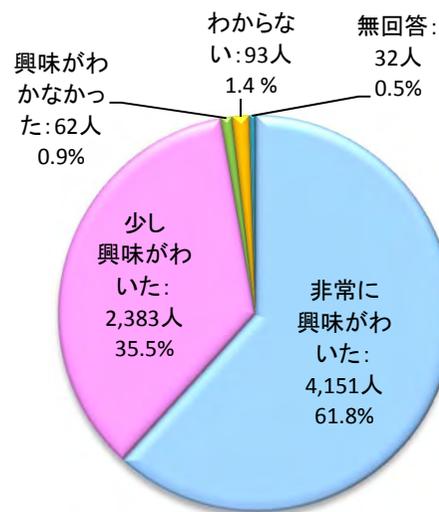
プログラム募集期間: 11月～1月中旬

実施件数の推移



★平成29年度には、児童生徒6,865名の参加があり、平成17年度の事業開始以来、累計で約6万2千名が参加

平成29年度参加者アンケート結果
科学に興味がわきましたか？
(対象人数: 6,721人)



城西大学(平成29年8月)
『腸管の動きをくすりを使って調節してみよう!』



国立文化財機構奈良文化財研究所
(平成29年8月)
『奈良の都の木簡に会いに行こう!』